

令和 7 年 10 月

指定病院及び指定老人ホーム等 指定施設における不在者投票の事務処理要領

(宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙のために)

宮城県選挙管理委員会

● は じ め に ●

今回執行の宮城県知事選挙は、令和7年10月9日に告示（宮城県議会議員補欠選挙は、令和7年10月17日に告示）し、令和7年10月26日を選挙期日（投票日）とすることと決定されました。

したがって、不在者投票のできる期間は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間となっており、**知事選挙は令和7年10月10日から10月25日までの16日間、県議補欠選挙は令和7年10月18日から10月25日までの8日間となります。**

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙期日（投票日）に自ら投票所へ行って投票することができない選挙人のために、選挙期日の前でも投票することができるように設けられた制度です。選挙の投票は、本来、選挙期日に定められた投票所に行って投票するのが原則ですが、不在者投票は、この一般投票の原則の例外として認められているもので、その手続き等が法令により厳格に定められています。

この不在者投票の方法の一つとして、病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等からの指定申請に基づいて、都道府県選挙管理委員会が指定した施設、または法令で定められている国立保養所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院等の施設（以下総称して「指定施設等」といいます。）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行うことが認められています。

指定施設等における不在者投票は一般投票と異なり、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間に、しかも選挙管理委員会の管理する以外の場所で行われることから、投票の秘密保持や公正の確保のために厳格な事務手続きが定められています。

不在者投票管理者となる指定施設等の長は、本来の職務のほかにこの選挙事務を管理執行することになるわけですが、選挙の重要性を改めて十分認識され、事前の準備や事務従事者の指導に万全を期し、有権者の貴重な投票が無効とならないように格別の御配慮をお願いします。

なお、事務処理上、疑問な点がある場合には、最寄りの市区町村選挙管理委員会又は当委員会へお問い合わせをいただき、適切な事務処理を行われますようお願いいたします。

令和7年9月

宮城県選挙管理委員会

目 次

	頁
○ 宮城県知事選挙に関する注意事項	1
○ 宮城県議会議員補欠選挙に関する注意事項	1
I 不在者投票事務の手續全体のながれ	2
II 不在者投票管理者の資格と役割	4
III 準 備	
1 対象となる選挙の確認	6
2 不在者投票をすることができる者	7
3 選挙人への周知	8
4 投票用紙等の請求・交付の手續	10
5 投票記載場所の設備	12
6 投票立会人・代理投票補助者・事務従事者の選任	14
7 外部立会人選任の努力義務	15
IV 投 票	
1 不在者投票ができる期間	16
2 不在者投票の方法	16
3 内封筒・外封筒等の記載方法	20
4 代理投票	22
5 ベッドの上での投票	26
6 郵便等による不在者投票	27
V 終了後の手續	
1 投票の送致	28
2 関係書類の整備と保存	29
3 不在者投票特別経費の請求	30
VI 質疑応答集	31

Ⅶ 各種様式と記載例	1 請求兼宣誓書	35
	2 依頼書	36
	3 請求書	37
	4 不在者投票者内訳	38
	5 指定施設等の長の使者である旨の証明書	39
	6 受領書	40
	7 不在者投票事務処理簿	41
	8 代理投票処理簿	42
	9 不在者投票証明書	43
	10 不在者投票証明書用封筒	44
	11 不在者投票経費請求書	45
	12 不在者投票立会人に係る経費請求書	46
	13 引き続き県内に住所を有する旨の証明書	47
	14 受領に関する委任状	48

Ⅷ 参考資料	1 任期满了一覧	49
	2 県内選挙区図	50
	3 市区町村選挙管理委員会の所在地等	51
	4 不在者投票指定施設に関する申請・届出について	53

※事務処理要領の使い方

この事務処理要領は、指定施設等における不在者投票事務について、実際の事務の流れに沿って説明したものです。

したがって、不在者投票制度の体系的な理解には不便かもしれませんが、不在者投票を初めて行う施設でも、この事務処理要領の記載事項に留意すれば誤りなく実施できるような構成にしております。

指定施設等においては、不在者投票を行う前に従事される職員の皆さん全員がこの事務処理要領を必ず一読され、不在者投票の事務を適正に行うようお願いします。

凡 例	
法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規則	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

○ 宮城県知事選挙に関する注意事項

1 不在者投票ができる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日までの16日間、毎日午前8時30分から午後5時まで。

2 不在者投票ができる者

告示日の前日の選挙人名簿に登録されている者（県内のいずれかの市区町村の選挙管理委員会が保管する選挙人名簿に登録されている者）。

なお、その他の要件については7ページを参照してください。

3 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求ができる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日までの間できるのはもちろんですが、選挙期日の告示日前でも請求できます。

詳しくは、16ページを参照してください。

4 投票用紙の区分

今回の宮城県知事選挙では、投票用紙の紙色等を宮城県選挙管理委員会では次のとおり区別しております。

知事選挙 紙の色→白色、字の色→黒色

※投票用紙は片面印刷になっています。

○ 宮城県議会議員補欠選挙に関する注意事項

1 不在者投票ができる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日までの8日間、毎日午前8時30分から午後5時まで。

2 不在者投票ができる者

告示日の前日の選挙人名簿に登録されている者（選挙が行われる選挙区の市区町村選挙管理委員会が保管する選挙人名簿に登録されている者）。

なお、その他の要件については7ページを参照してください。

3 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求ができる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日までの間できるのはもちろんですが、選挙期日の告示日前でも請求できます。

詳しくは、16ページを参照してください。

4 投票用紙の区分

今回の宮城県議会議員補欠選挙では、投票用紙の紙色等を宮城県選挙管理委員会では次のとおり区別しております。

県議会議員補欠選挙 紙の色→浅葱色、字の色→赤色

※投票用紙は片面印刷になっています。

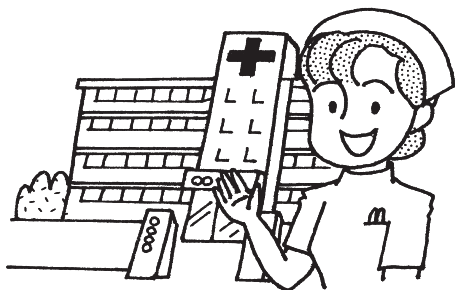
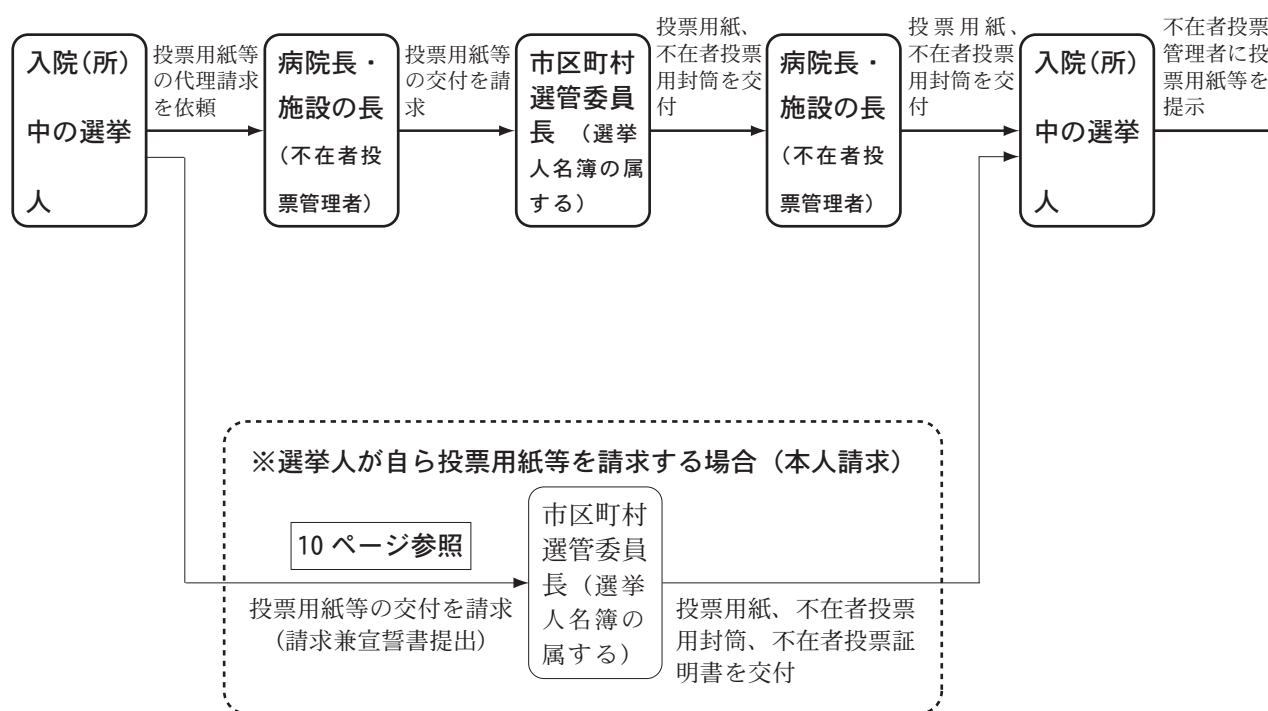
I 不在者投票事務の手續全体のながれ

I 不在者投票事務の事務全体のながれ

病院長（施設の長）が投票用紙等を選挙人に代わり請求する場合（代理請求）

準 備

6 ～15ページ参照



病 院



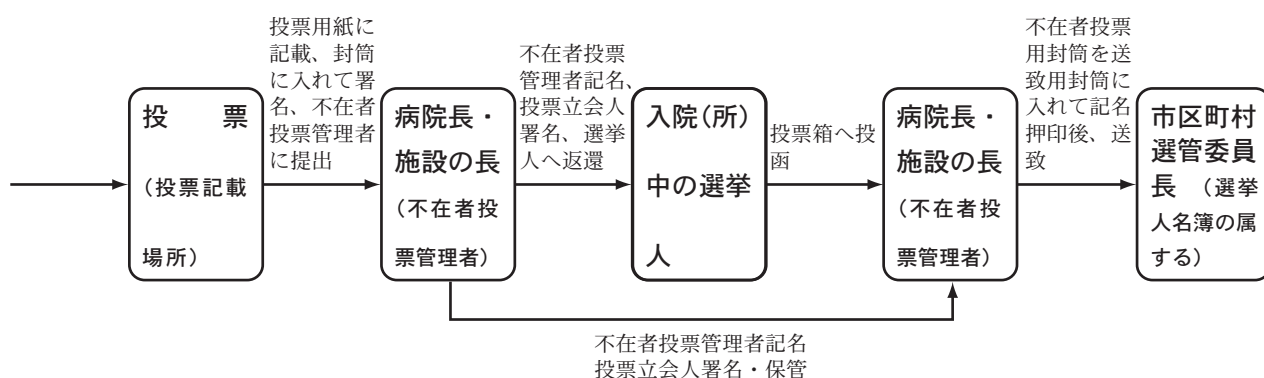
老人ホーム等

投票

16～26ページ参照

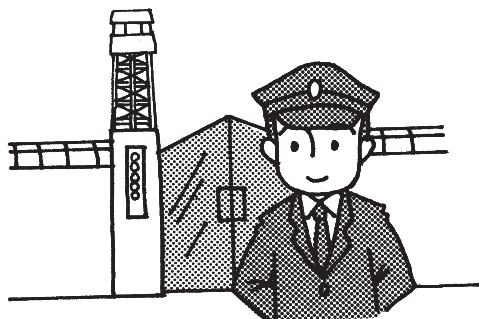
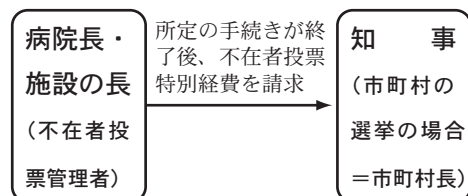
終了後の手続き

28ページ参照



経費請求

30ページ参照



刑事施設、労役場、監置場等

Ⅱ 不在者投票管理者の資格と役割

Ⅱ 不在者投票管理者の資格と役割

1 不在者投票管理者の資格

不在者投票は、不在者投票管理者の管理の下に執行されることになります。このため、その資格要件は公職選挙法施行令（第55条第2項及び第4項）で次のとおり定められています。

不在者投票管理者

指定病院

…… 病院長（医師の資格を有する）

指定介護老人保健施設

…… 施設の長

国立保養所、指定老人ホーム、指定身体障害者
支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、
監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所

…… 施設の長（または管理者）

不在者投票管理者の職務代理者

病院長若しくは施設の長に事故があり、又は欠けた場合には、病院長、施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令第55条第9項）

指定病院

…… 病院長の職務を代理すべき者

指定介護老人保健施設

…… 施設の長の職務を代理すべき者

国立保養所、指定老人ホーム、指定身体障害者
支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、
監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所

…… 施設の長（または管理者）の職務を代理
すべき者

2 不在者投票管理者の役割

不在者投票管理者は、不在者投票の事務手続き全体を管理執行し、不在者投票事務に従事する者の指揮監督や手続きのすべてについて最終的な決定を行います。

主な役割として次の7つの事項があります。

請 求	選挙人の依頼に基づき、投票用紙等を市区町村の選管に請求……………10ページへ
交 付	市区町村の選管から受け取った投票用紙等を選挙人に交付……………10ページへ
選 任	不在者投票立会人等の選任……………14ページへ
設 備	不在者投票記載場所の適正な設備……………12ページへ
点 検	投票用紙、不在者投票用封筒等を点検……………16ページへ
代理投票	代理投票の申請を受け、その可否を決定……………22ページへ
送 致	不在者投票を送致……………28ページへ



◆チェックポイント◆

- 不在者投票管理者は、前もって事務全体の分担や処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように点検しておいてください。
- 病院長若しくは施設の長が選挙に立候補する場合、または外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。(令第55条第8項)
- 不在者投票管理者は、不在者投票に関して、業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。(法第135条第2項)

III 準 備

Ⅲ 準 備

1 対象となる選挙の確認

(1) 不在者投票ができる選挙

指定施設等で不在者投票ができる選挙は次のとおりですが、選挙の種類により、管理する選挙管理委員会（以下「選管」という。）が定められています。

なお、投票用紙等の請求や不在者投票終了後の送致などの手続きは、すべて市区町村の選管に
対し行うことになります。

区 分	選 挙 の 種 類
県 選 挙 管 理 委 員 会	・ 衆議院議員選挙（小選挙区と比例代表） ・ 参議院議員選挙（選挙区と比例代表） ・ 県知事選挙 ・ 県議会議員選挙 ・ 最高裁判所裁判官国民審査 ・ 県議会の解散、議会の議員及び長の解職の投票、特別法の議決に伴う県民の賛否投票
市町村選挙管理委員会	・ 市町村長選挙 ・ 市町村議会議員選挙 ・ 市町村の議会の解散、議会の議員及び長の解職の投票、特別法の議決に伴う関係市町村の住民の賛否投票

(2) 選挙が行われることの選挙管理委員会からの通知等

県選管が管理する選挙については、選挙が行われる場合に、その旨通知されます。

市町村選管が管理する選挙が行われる時期については、市町村選管（51～52ページ）に問い合わせるか、48ページの「任期満了一覧」を参考にしてください。

2 不在者投票をすることができる者

(1) 選挙人の要件

次の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 執行される選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていること。(法第42条、第43条)
今回の宮城県知事選挙に関しては、告示日の前日の選挙人名簿に登録されている者(県内のいずれかの市区町村の選挙管理委員会が保管する選挙人名簿に登録されている者)になります。
今回の宮城県議会議員補欠選挙に関しては告示日の前日の選挙人名簿に登録されている者(選挙が行われる選挙区の市区町村選挙管理委員会が保管する選挙人名簿に登録されている者)になります。
- ② 指定施設等に入院又は入所中であること。(法第49条第1項、令第55条第2項、第4項第2号)
- ③ 選挙期日(投票日)に、次のいずれか1つに該当する見込みであること。
(法第48条の2第1項、法第49条第1項)
 - a 入院又は入所中の者で、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること。(法第48条の2第1項第3号)
 - b 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区(以下「所属投票区」という。)の区域外にある指定施設等に入院又は入所中であること。(法第48条の2第1項第2号)

(2) 投票意思の確認

不在者投票管理者は、上記の要件をすべて満たしている選挙人から投票したい旨の申し出があった場合に限り投票用紙等の代理請求を行うことになります。

◆チェックポイント◆

- ・ 選挙人名簿への登録は、市区町村の選管が、年齢要件と住所要件に基づき職権で行っています。登録の有無を確認する必要がある場合は、市区町村の選管に問い合わせてください。
- ・ 選挙人が疾病、負傷等により歩行が困難であることとは、選挙期日(投票日)に、歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うとき、現に歩行が困難でなくてもよいとされています。例えば、選挙当日は手術を行うのでその前の歩行可能な間に不在者投票をしようとする場合が考えられます。
- ・ 選挙期日(投票日)の前日までに退院(退所)することが確実な者は、指定施設等において不在者投票をすることができません。
- ・ 自分が所属する投票区内の指定施設等に入院(入所)中の方で歩行ができる場合は、指定施設内で不在者投票をすることはできません。(入院(入所)中の指定施設等が自分が所属する投票区外にあれば、不在者投票をすることができます。)

3 選挙人への周知

不在者投票管理者は、選挙が行われることになった場合は、事務処理がスムーズに行われるよう、まず不在者投票の事務全体の処理について計画を立てることになります。あわせて、入院（入所）中の方に、選挙が行われることをあらかじめ周知することが大切です。（「記載例 1」参照）

また、不在者投票を行う前にもスムーズな不在者投票事務が行えるよう、入院（入所）中の方に不在者投票の方法等をあらかじめ周知しておくことが適切です。（「記載例 2」参照）



◇記載例 1（選挙が行われることのお知らせ）

入院（入所）されているみなさまへ

〇〇選挙が、令和〇年〇月〇日に執行されることになりました。当病院（施設）は不在者投票を行うことができる施設としての指定を受けておりますので、公示日（又は告示日）の翌日（〇月〇日）以降に不在者投票を行います。

不在者投票は次の方が対象となりますので、希望される方は別添依頼書により不在者投票管理者（病院長若しくは施設の長）あてに投票用紙等の代理請求の依頼をしてください。

◎ 不在者投票ができる方

- ・市区町村の選挙人名簿に登録されている方で、〇月〇日の選挙の当日、次のいずれかに当てはまる見込みの方

- 1 当病院（施設）に入院（入所）中の方で、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害、産褥等の理由のため歩行が困難であること。
- 2 歩行が可能な方は、当病院（施設）が所属する〇〇市（町・村）の〇〇投票区の区域外に、ご自分が本来投票する投票所があること。

◇記載例 2（不在者投票の方法のお知らせ）

不在者投票をされるみなさまへ

令和〇年〇月〇日に執行される〇〇選挙の不在者投票を〇月〇日から〇月〇日まで〇〇〇室で行います。

不在者投票は次の手順で行われますので、当日までに次のことをよく読んでおいてください。

◎ 不在者投票の方法

- 1 投票所に入ったら、まず受付で本人確認を経て、投票用紙と不在者投票用封筒（内封筒と外封筒）の点検・交付を受けてください。

ご自分で投票用紙等を請求された方は、受付に投票用紙と不在者投票用封筒、さらに不在者投票証明書を提示し、確認を受けてください。

なお、事前に投票用紙に候補者の氏名を書いておくことはできません。

また、ご自分で投票用紙に書くことが困難なため代理投票を希望される方や、点字での投票を希望される方は、その場で申し出て、係員の指示に従ってください。

- 2 次に投票記載台へ行き、投票用紙に候補者 1 人の氏名（衆議院比例代表選挙の場合は 1 つの名簿届出政党等の名称又は略称）、参議院比例代表選挙の場合は、名簿届出政党等の名称又は略称又は候補者名簿に記載された候補者 1 人の氏名を記載します。

なお、最高裁判所裁判官国民審査の場合は、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上欄に「×」を書き、やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書きません。

- 3 記載し終わったらその投票を内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の表面にご自分の氏名を署名（必ず自書）してください。署名がなければ、投票は受理されません。

なお、投票記載台には立候補者等の氏名掲示はありませんので、あらかじめ投票する候補者の氏名等を確認しておいてください。

- 4 署名が済んだら、不在者投票管理者へ提出します。

そこでは、不在者投票管理者が外封筒に必要事項を記載し、投票立会人が署名をします。

- 5 投票所を出て、投票は終わりになります。

※ 投票している間は私語は慎み、まわりの方の迷惑にならないようにしましょう。

4 投票用紙等の請求・交付の手続

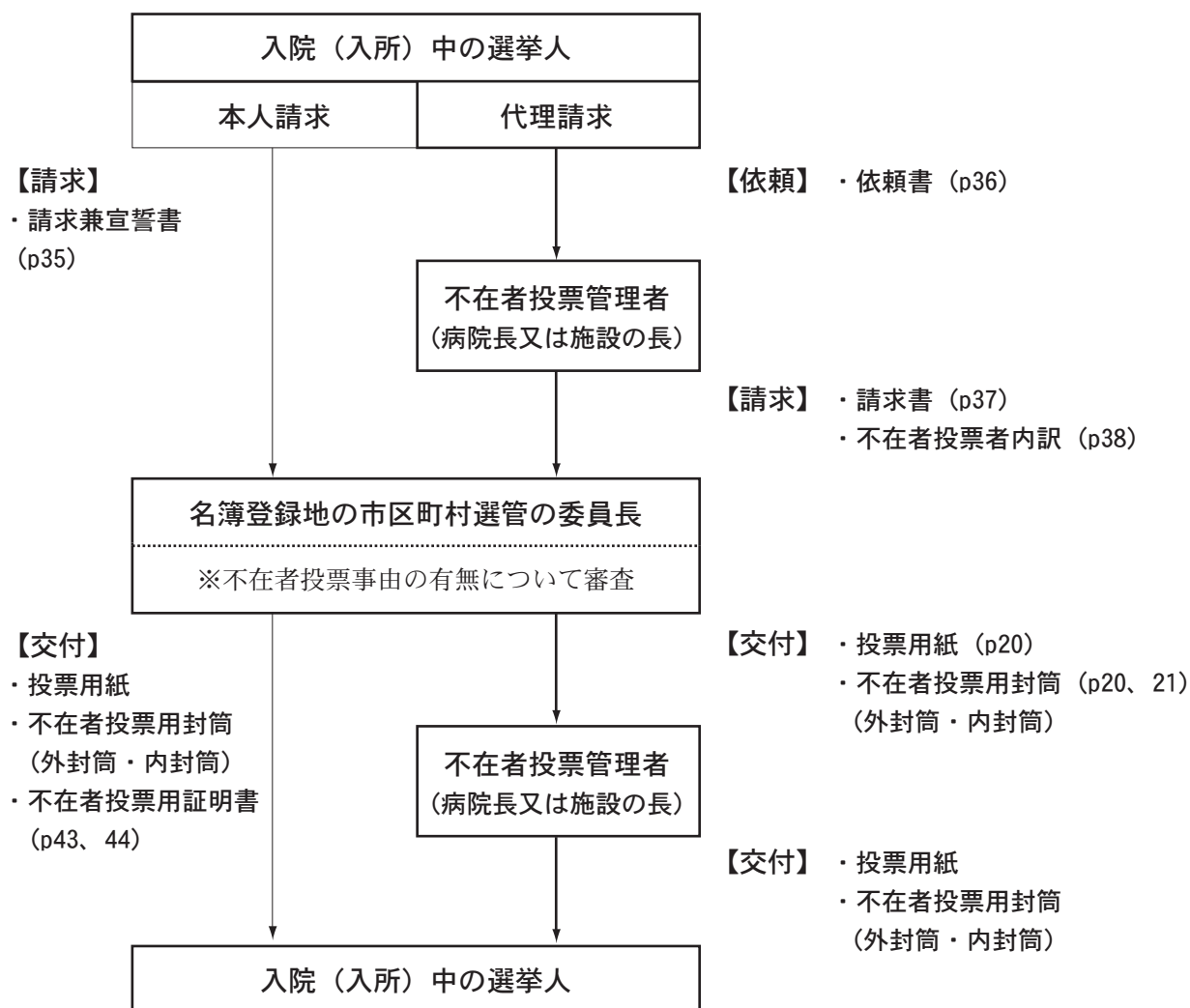
投票用紙と不在者投票用封筒を市区町村の選管に請求する方法は、不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法（代理請求）と選挙人が自ら請求する方法（本人請求）の2つの方法があります。（令第50条）

(1) 不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法（代理請求）

- ① 選挙人の意思確認…… 要件を満たす選挙人（p7）から、投票をしたい旨の申し出があり、投票用紙、不在者投票用封筒について不在者投票管理者が代わって請求してほしい旨の依頼に基づいて行います。
依頼の意思確認は、口頭でも可とされていますが、事後的なトラブルを予防するため出来るだけ「依頼書」（p36）を受け取っておいてください。
選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。
- ② 請求先…… 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選管（以下「名簿登録地の市区町村選管」という。）の委員長宛てに選挙期日（投票日）の前日までに直接又は郵送で請求してください。
- ③ 請求手続…… 郵送の場合は、「請求書」（p37）と「不在者投票者内訳」（p38）を名簿登録地の市区町村選管の委員長宛てに送付します。
事務従事者（p14）が直接「請求書」と「不在者投票者内訳」を持参して請求する場合は、「指定施設等の長の使者である旨の証明書」（p39）と「受領書」（p40）が必要になります。
 - ・点字投票の申出があった場合には、「不在者投票者内訳」の備考欄に「点字」と記載してください。
 - ・2つ以上の選挙（投票）が行われる場合には、選挙人から請求を受ける際に全ての投票用紙等を請求するのか、若しくはいずれかの選挙の投票用紙等を請求するのかを確認し、「不在者投票者内訳」の備考欄にこれを明記してください。
- ④ 交付されるもの…… 市区町村選管の委員長から不在者投票管理者に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）」が交付されます。
- ⑤ 受領確認…… 送付された投票用紙の種類・枚数と請求した種類・枚数が一致しているか必ず確認してください。
- ⑥ 選挙人に交付…… 「投票用紙」と「不在者投票用封筒」を選挙人に交付し、すみやかに投票を行うことになります。

(2) 本人が自ら請求する方法（本人請求）

- ① 請求先…… 名簿登録地の市区町村選管の委員長に自ら請求することになります。
- ② 請求手続…… 請求兼宣誓書（p35）を名簿登録地の市区町村選管の委員長に提出（送付）します。
- ③ 交付されるもの…… 市区町村選管の委員長から、請求した選挙人本人に「投票用紙」、「不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）」さらに「不在者投票証明書」が交付（送付）されます。



◆チェックポイント◆

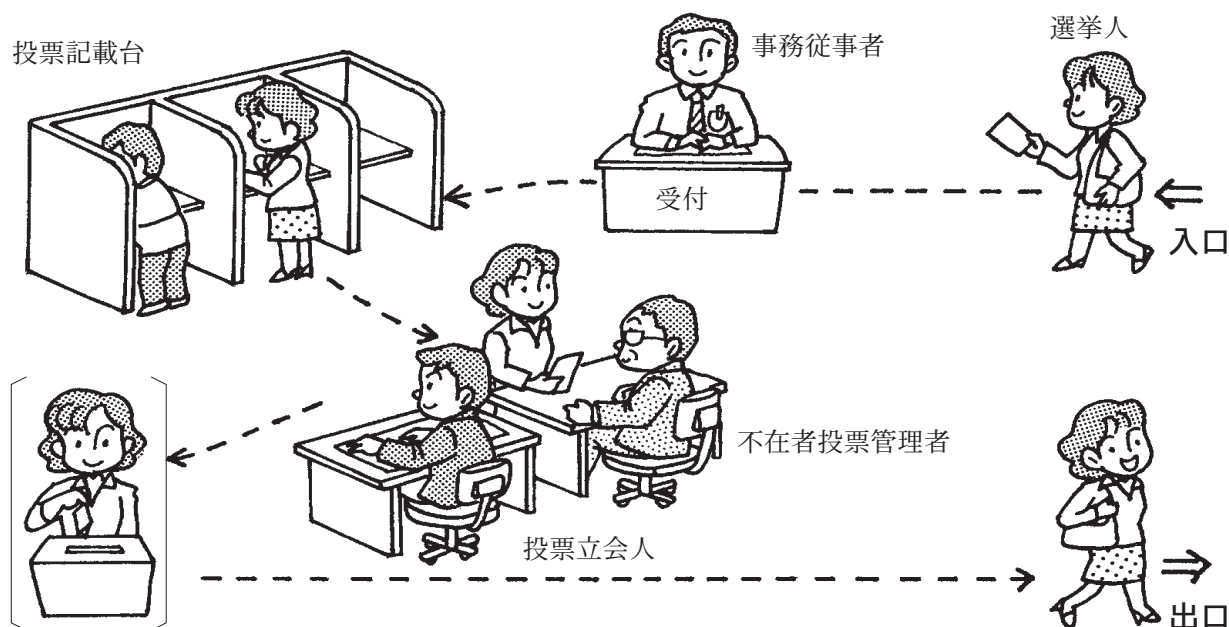
- ・ 投票用紙等を市区町村の選管に請求する場合、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙の期日の前日までの間に請求できるのはもちろんですが、選挙期日の公示日又は告示日前でも請求ができます。なお、請求及び投票用紙等の送致に要する期間を考慮して早目に請求するのが適当です。
- ・ 衆議院議員総選挙と同時にされる最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等の交付請求についても、審査期日の告示日の翌日から審査期日の前日までの間に請求できるのはもちろんですが、審査期日の告示日前でも請求ができます。
- ・ 一度、市区町村の選管に代理請求を行った後に、当初は投票用紙等の請求依頼がなかった選挙人から、不在者投票のできる期間内に請求依頼があった場合には、不在者投票管理者は再度代理請求を行い投票させなければなりません。（令第50条第4項）
- ・ 県知事選挙及び県議会議員選挙において、選挙の前（約3か月間）に県内の他の市町村に住所を移した選挙人は住所異動（県内に限る。）が2回以上であっても、選挙権を有します。この場合、投票は新住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間は、既に登録のある住所地においてすることになりますので、指定施設等で不在者投票するためには、既に登録のある住所地の市区町村選管に対して投票用紙等を請求することになります。この請求の際には、市町村長（※全国のいずれの市町村でも可。）の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（p47）又は直近の「住民票の写」を添付、又は県内に引き続き住所を有することの確認を、既に登録のある住所地の市区町村選管に申請しなければなりません。（令第50条第5項）
県内に引き続き住所を有することの確認を申請する場合には、投票用紙等の請求書の備考欄に「引続居住」と記載する必要があります。（p38記載例参照）
- ・ 船員の場合は、選挙人名簿登録証明書を併せて提示（添付）する必要があります。

5 投票記載場所の設備

不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。

投票記載場所の設備については、次のことに留意してください。

- ① 不在者投票管理者、投票立会人が選挙人の行動を見通すことができるか
- ② 選挙人を威圧することなく、気軽に投票できるよう配慮されているか
- ③ 投票記載台は投票の記載が他から見えないように設けられているか
- ④ 投票記載台には鉛筆が置いてあるか
- ⑤ 選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターは掲示されていないか（法第145条第1項、第201条の11第6項）

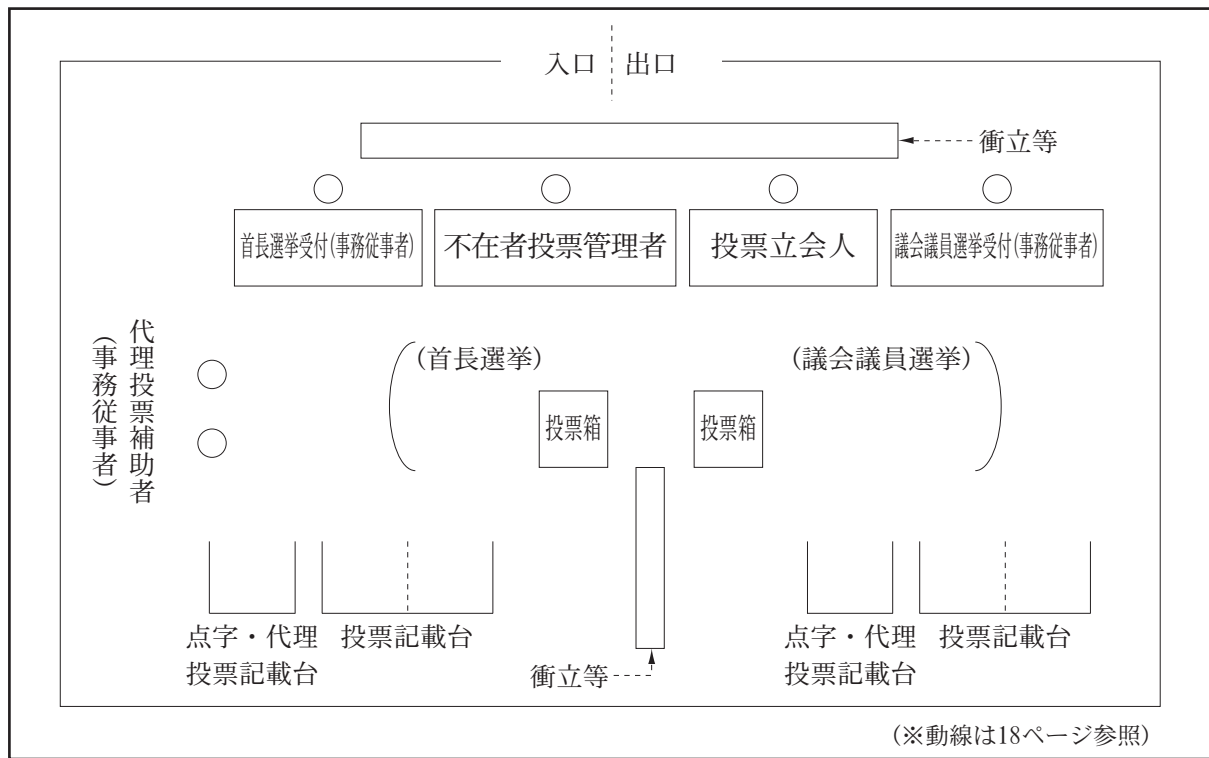


◆チェックポイント◆

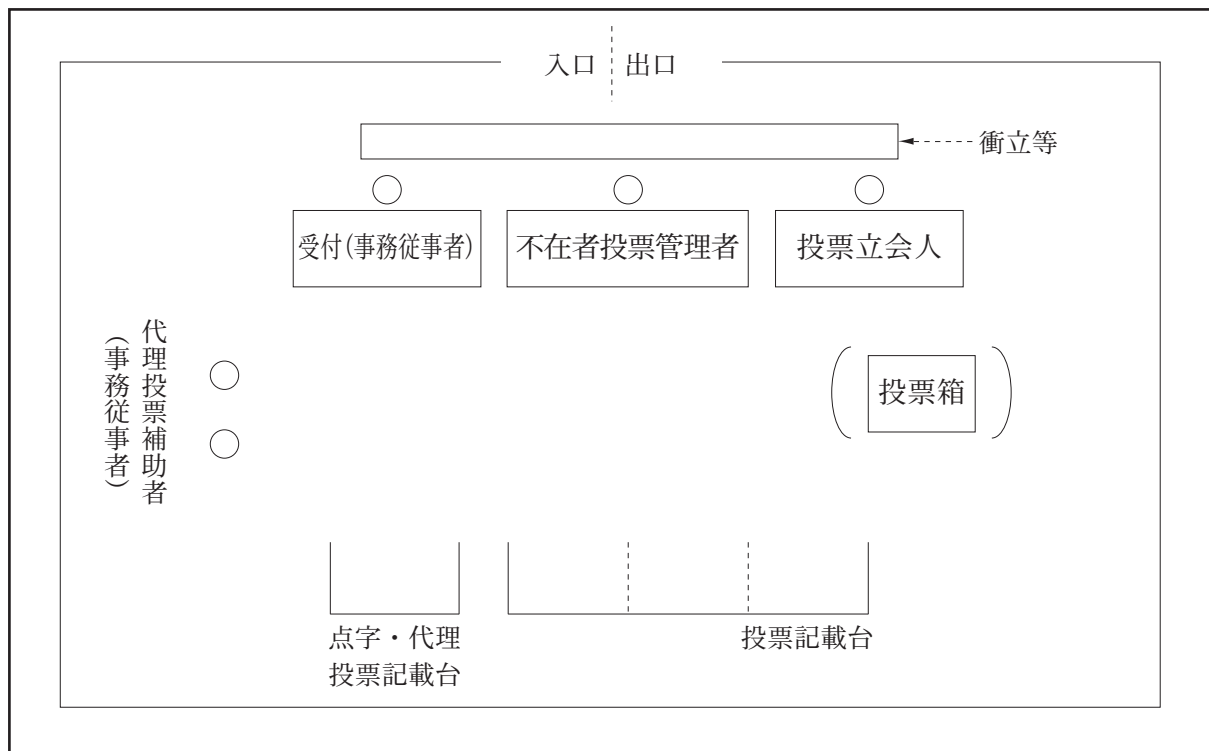
- ・ 投票記載台の設置にあたっては、台上に囲いを設けるなどして選挙人の投票の記載が他から見えないように配慮してください。
- ・ たとえ、選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所に候補者の氏名等を掲示することはできません。(質疑応答集問15参照)

不在者投票記載場所の配置図（例）

◎ 2つの選挙が行われる場合（首長選挙と議会議員選挙が同時に行われる場合の例）



◎ 1つの選挙が行われる場合



6 投票立会人・代理投票補助者・事務従事者の選任

不在者投票管理者は、不在者投票を行うにあたり、投票立会人、事務従事者を選任しなければなりません。

この場合、投票立会人、事務従事者はそれぞれの職を兼ねることができません。

代理投票を行う場合は、事務従事者のうちから補助者2人を定める必要がありますので、事務従事者は2人以上の人員を確保することが必要になります。

投票立会人

不在者投票管理者は、不在者投票を行う場合に、選挙権を有する者を投票立会人として最低1人選任し、必ず立ち合わせなければなりません。（投票立会人のない投票は無効とされます。）（令第58条第3項、令第56条第3項）

投票立会人は、投票用紙等の点検（p16）、代理投票（p22）、投票終了後の手続き（p28）など不在者投票全ての手続きに立ち会います。

なお、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることもその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。

事務従事者

不在者投票管理者の管理の下で、不在者投票事務処理簿（p41）により選挙人を確認し、投票用紙（p20）、不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）（p20、21）を点検・交付します。

選挙人から代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従います。

不在者投票事務処理簿に所定事項を記載します。

代理投票の補助者

不在者投票管理者は、代理投票を行う場合（p22）、投票立会人の意見を聴いて、事務従事者のうちから補助者2人を定めます。

代理投票又は代理投票の仮投票を行う場合、補助者1人を必ず立ち合わせた上で他の1人が投票記載場所で選挙人の代理記載をすることになります。

◆チェックポイント◆

- 投票立会人の資格は選挙権を有する者であれば足ります。
- 不在者投票管理者、投票立会人及び代理投票の補助者は、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の適用がありますので、いやしくもこの罰則に触れることのないように注意してください。（法第226条、第227条、第237条、第237条の2、第238条等）
- 勘や過去の経験に頼らず、常に法規・実例・判例等に根拠をおいて、的確に処理してください。疑わしい点については、自分の考えだけで処理せずに県や市区町村の選管へ遠慮なく尋ねてください。

7 外部立会人選任の努力義務

指定病院等の不在者投票においては、外部立会人を立ち会わせること等の公正な実施確保の**努力義務**が設けられています。

外部立会人の選定等については、次の2つの方法があります。

(1) 不在者投票管理者が外部立会人を選定する方法

(2) 市区町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法

- ① 指定病院等の不在者投票管理者は、市区町村選管と外部立会人の受入れ（日時等）を調整する。
- ② 市区町村選管は、あらかじめ作成した名簿から、外部立会人を選定（任命）し、外部立会人と不在者投票管理者に選定（任命）通知を送付する。
- ③ 不在者投票管理者は、外部立会人に立会人選任書を送付する。
- ④ 外部立会人は、立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会人を実施する。

外部立会人を立ち会わせることができない場合は、

(3) 市区町村の選挙管理委員会職員を派遣する方法 があります。

市区町村選管において外部立会人の調整ができない場合は、市区町村選管が、投票が行われている時間中に職員を派遣し、不在者投票が公正かつ適正に行われていることの確認を行います。

※ 立会い等の方法について、詳しくは、指定病院等が所在する市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

【外部立会人に要する経費の支払い】

(1) 不在者投票管理者が外部立会人を選定する場合

不在者投票管理者が、外部立会人に謝金等を支給した上で、宮城県選管に一括して請求（p48）します。

宮城県選管は、不在者投票管理者に対して、1日（8.5時間）当たり12,400円を上限として経費を支払います。

(2) 市区町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命する場合

不在者投票管理者が、市区町村選管に対して、実績報告書を提出し、市区町村選管が外部立会人に対して、条例等に基づき、報酬等を支給します。

宮城県選管は、市区町村選管に対して、1日（8.5時間）当たり12,400円を上限として経費を支払います。

(3) 経費の算定方法

- ア 1日当たりの従事時間が7時間以下の場合
12,400円×従事時間数（1時間未満は切り上げ）／8.5 ※1円未満は切り上げ
- イ 1日当たりの従事時間が7時間を超える場合
12,400円

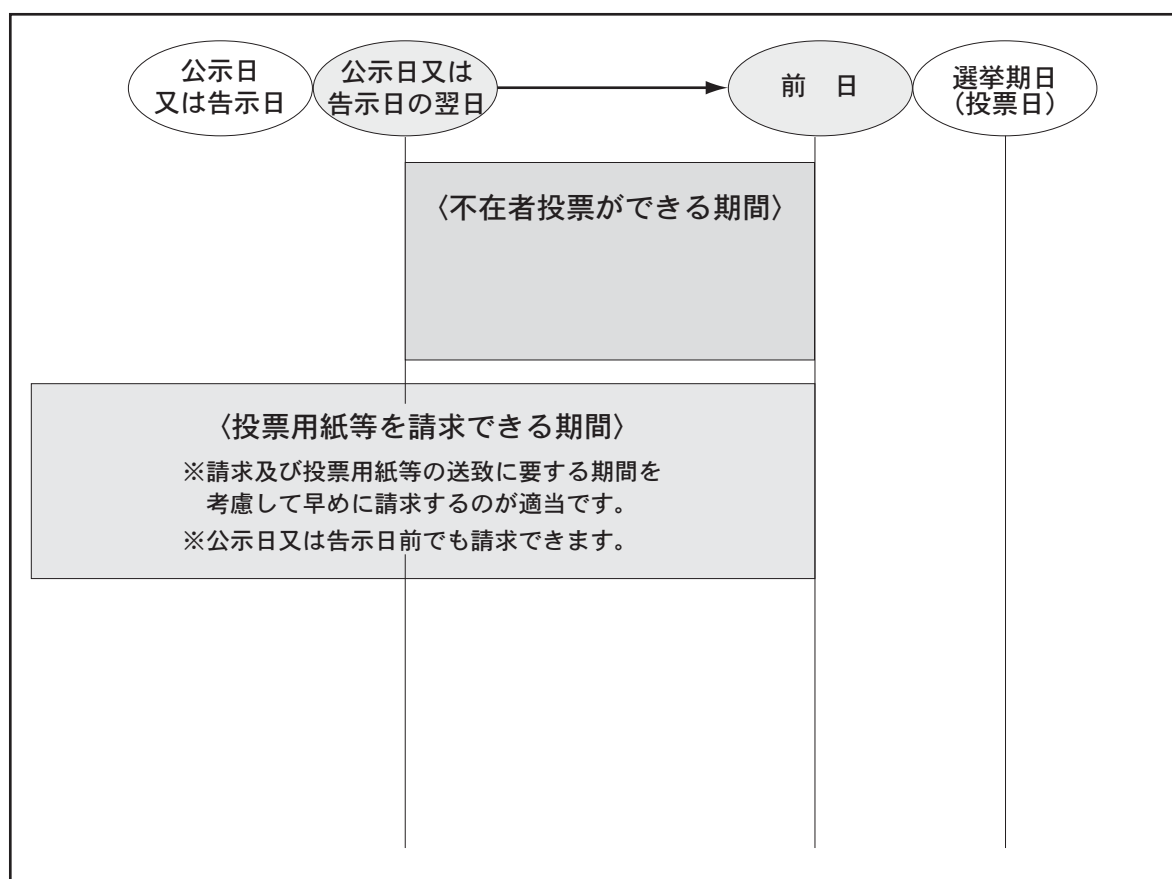
IV 投 票

Ⅳ 投 票

1 不在者投票ができる期間

不在者投票ができる期間は、選挙の公示日又は告示日（審査の告示日）の翌日から選挙期日（投票日）の前日までです。（令第58条第1項、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条）

なお、不在者投票ができる時間は、不在者投票ができる期間の毎日午前8時30分から午後5時までです。（法第270条第1項）



2 不在者投票の方法

(1) 選挙人の確認、投票の意思確認及び投票用紙等の点検・交付

事務従事者（受付）は、不在者投票事務処理簿（p41）により選挙人を確認するとともに、選挙人の投票意思を確認したうえで、投票用紙（p20）、不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）（p20、21）を点検・交付してください。この場合、事務従事者は不在者投票管理者の指揮監督の下に不在者投票事務に従事することになりますので、選挙人の確認や投票意思の確認の最終的な判断は、不在者投票管理者が行うことになります。

また、選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合は、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）のほか不在者投票証明書（封筒に入ったまま）（p43、44）も提示させ、所定のものであるか点検し、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）を返付してください。

(2) 投票

①選挙人は

a	投票用紙に候補者1人の氏名を記載します。 ・衆議院議員比例代表選挙の場合は、1つの名簿届出政党等の名称又は略称。 ・国民審査の場合は、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上欄に「×」を書きやめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かないでください。 ・参議院議員比例代表選挙の場合は、候補者名簿に記載された候補者1人の氏名又は1つの名簿届出政党等の名称又は略称
b	記載後、自ら投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて、封をします。
c	自ら内封筒を不在者投票用外封筒に入れて、封をします。
d	外封筒の所定の欄に署名（自書）します。
e	不在者投票管理者に提出します。

②不在者投票管理者は

a	外封筒に選挙人の署名（自書）がはっきり書かれているか確認します。（署名がない場合は、投票が無効となるので特に注意してください。）
b	外封筒の裏面に次の記載（ゴム印等使用可）をします。 ・投票の年月日及び場所 ・不在者投票管理者の氏名
c	投票立会人に署名（自書）させます。

③投票立会人は

不在者投票管理者が外封筒に記載後、署名（自書）します。

④代理投票を行う場合は

22ページを参照してください。

(3) 投票箱へ投函

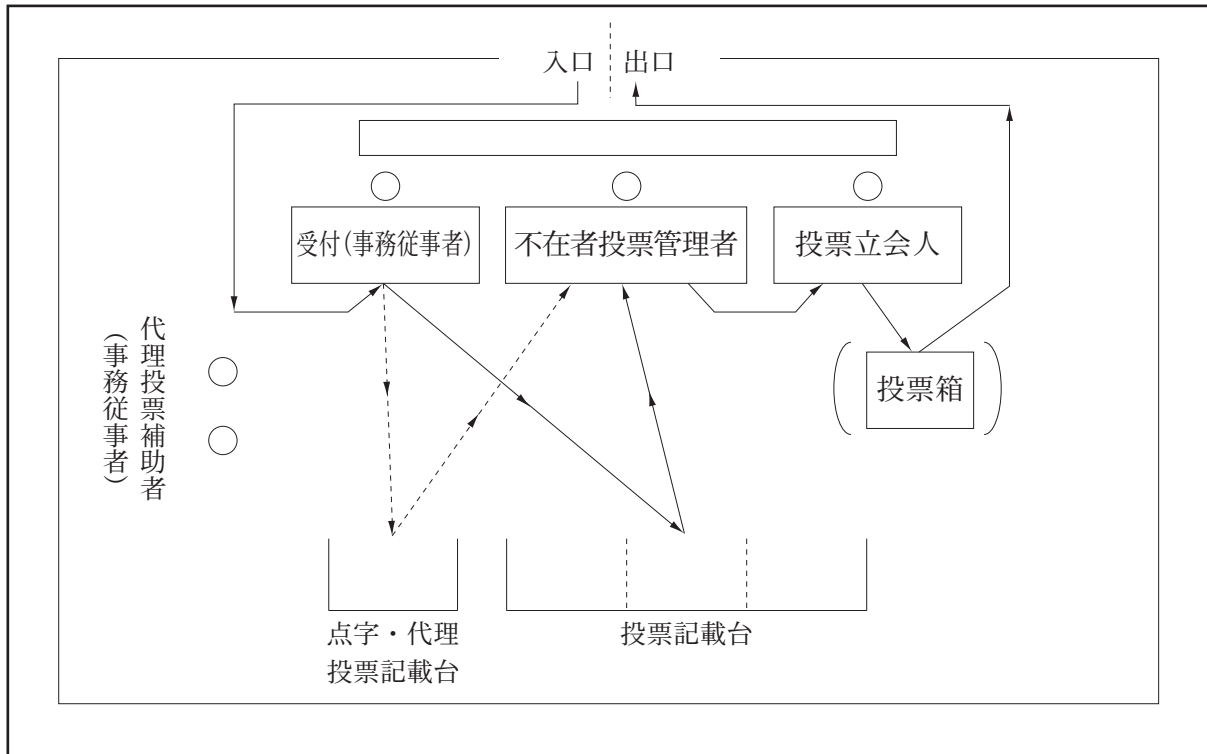
選挙人は、不在者投票管理者から投票の入った封筒の戻しを受け、その封筒を投票箱へ投函します（不在者投票管理者がそのまま封筒を保管することも可能です）。

投票事務従事者は、複数の選挙（投票）を行う場合、投票用紙等の交付を間違わないよう、選挙別に説明しながら投票用紙等を交付するなどして選挙人が混乱しないよう注意してください。

◆チェックポイント◆

- ・ 選挙人の投票意思の確認にあたっては、選挙人が実際に投票意思を有し、投票（代理投票）ができるかどうか客観的に判断する必要があります。したがって、外観に表れない選挙人の内心まで推測して判断することはできません。
- ・ 投票用紙に候補者の氏名等が事前に記載されているときは、当該選挙人に交付された投票用紙等を名簿登録地の市区町村選管の委員長に返還し、それと引き換えに新しい投票用紙等の再交付の申請をさせた上で、所定の不在者投票を行わせてください。
- ・ 本人請求の場合に、不在者投票証明書の封筒が、既に開披（開封）されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず投票させることができません。
- ・ 点字投票の場合の不在者投票用外封筒の表面の選挙人の署名は、不在者投票用内封筒を入れる前に点字で打たせてください。

不在者投票の方法



◆不在者投票管理者

- 1 選挙人から提出された投票用紙等を受け取ったときは、不在者投票用外封筒に
 - ・投票の年月日
 - ・投票場所
 - ・不在者投票管理者の氏名を記載（必ずしも自書を要せず記名も可）し、投票立会人に署名（必ず自書のこと）させる。
- 2 投票済みの不在者投票用外封筒と不在者投票証明書（選挙人が自ら名簿登録地の市区町村選管の委員長に請求した場合に限る）を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、さらにその裏面に記名押印して直ちに名簿登録地の市区町村選管の委員長に送致する。
- 3 代理投票処理簿に所定事項を記載する。

◆選挙人

- 1 投票用紙に自ら候補者1人の氏名を記載し、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を署名（自書）のうえ、不在者投票管理者に提出する。

◆投票立会人

- 1 不在者投票用外封筒に署名（自書）する。
- 2 投票立会人は選挙権を有するものでなければならない。
- 3 不在者投票管理者と投票立会人とは兼ねることができない。
- 4 代理投票処理簿に所定事項を記載する。

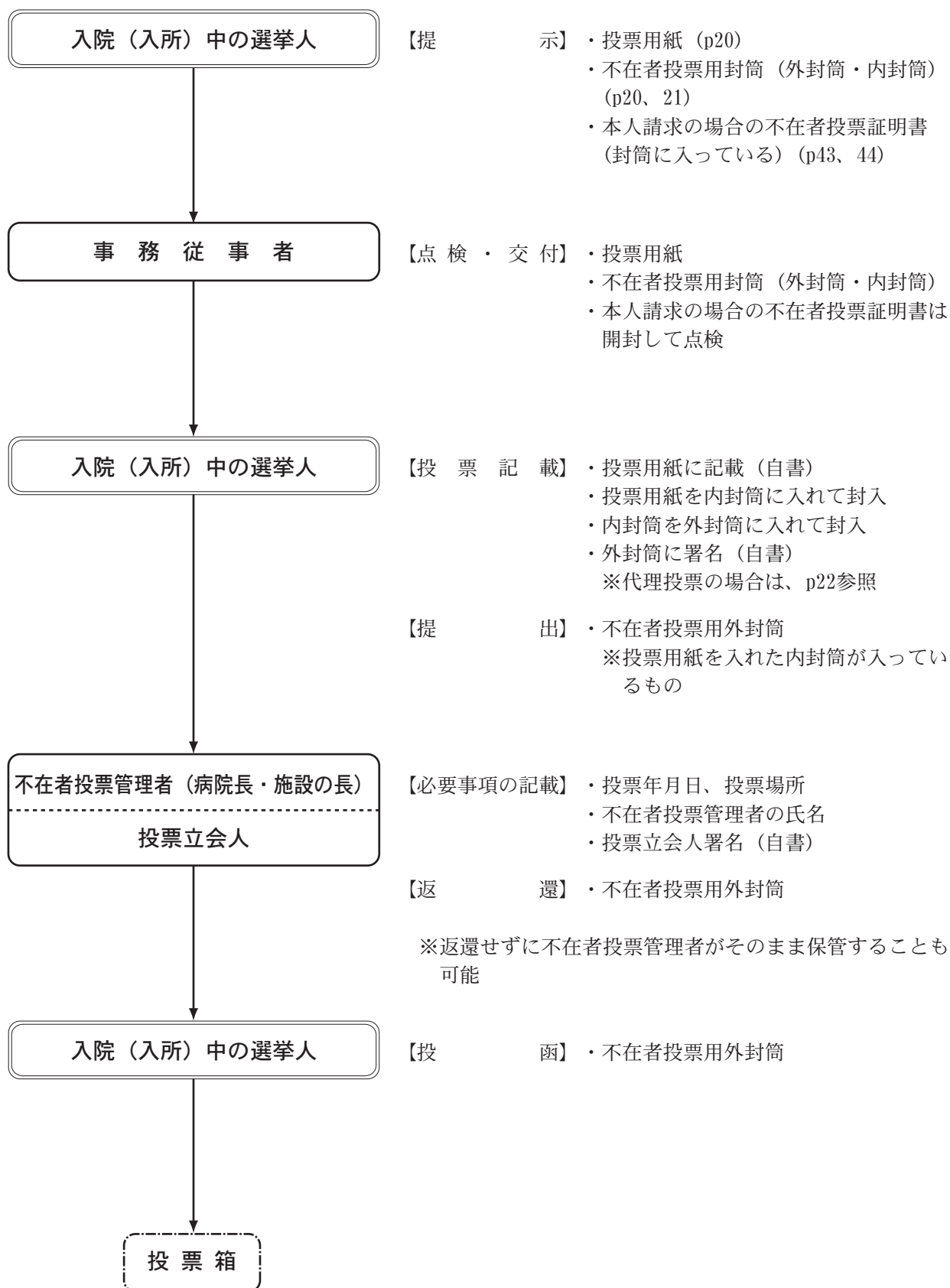
◆事務従事者

- 1 投票の意思確認（不在者投票管理者が最終決定）
- 2 不在者投票事務処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）を点検・交付する。
- 3 選挙人自らが投票用紙を請求した場合は、投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書（封筒に入ったまま）を提示させ点検し、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）を返付する。
- 4 代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。
 - ・不在者投票事務処理簿に所定事項を記載する。
 - ・代理投票処理簿に所定事項を記載する。

◆代理投票の補助者

- 1 代理投票、代理投票の仮投票の際に2人でその補助にあたり、うち1人が代理記載人となる。
 - ・代理記載人は選挙人の指示する候補者の氏名等を選挙人に代わって記載する。
 - ・もう1人の補助者は選挙人の指示どおりに記載されているか確認するためこれに立会う。
 - ・代理記載人は記載の終わった後に記載内容について選挙人に確認のうえ、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を選挙人に代わって記載し、もう1人の補助者は適切に行われているかどうかを確認するため、これに立会う。
- 2 代理投票の仮投票の場合には、このほかに、外封筒表面の「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に代理記載人本人の氏名を記載する。

不在者投票の流れ

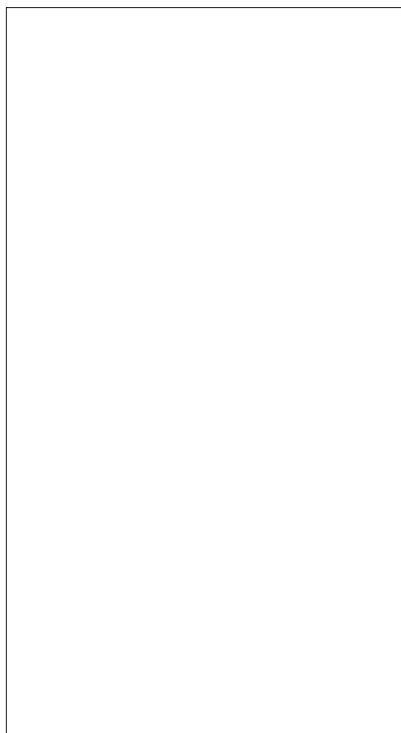


3 内封筒・外封筒等の記載方法

◇ 投票用紙

- 紙色：白、字色：黒（宮城県知事選挙）
紙色：浅葱、字色：赤（宮城県議会議員補欠選挙）

（裏）

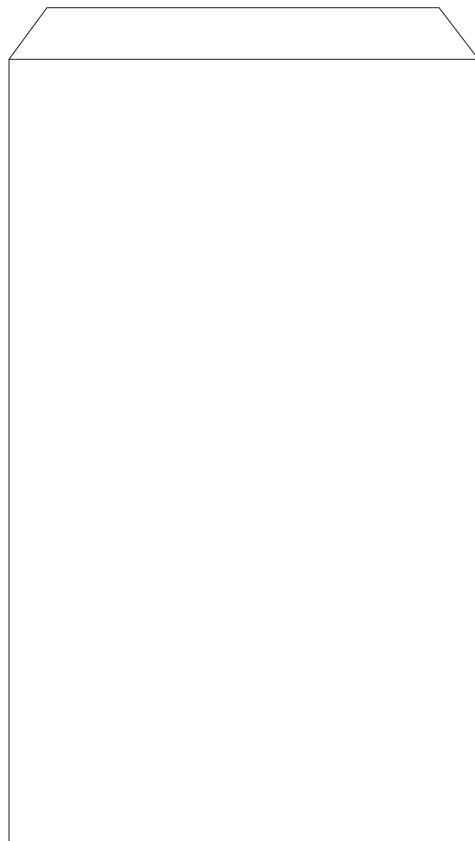


（表）

こうほしやしめい 候補者氏名	令和〇年執行 宮城県〇〇〇選挙投票 宮城県選挙管理委員会之印 ○ 注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
--	--

◇ 内封筒 紙色：白（宮城県知事選挙・宮城県議会議員補欠選挙）

（裏）



（表）

（ 内 封 筒 ）

注意

この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載すみの投票用紙を入れ、封をした
うえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

◇ 外封筒

- 紙色：白（宮城県知事選挙）
紙色：白（宮城県議会議員補欠選挙）

・選挙人 宮城太郎
・不在者投票管理者 仙台次郎
・投票立会人 石巻三郎

(裏)

不在者投票管理者

投票年月日

立会人
石巻三郎

令和○年○月○日
〇〇〇〇病院
仙台次郎

※投票後、投票立会人が必ず署名（自書）する。

※投票後、不在者投票管理者が記載する。（ゴム印でも可）

(表)

令和○年執行
宮城県〇〇〇選挙

不在者投票
(外封筒)

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

宮城県選挙管理委員会之印

投票者
宮城太郎

代理投票の仮投票における
代理記載人氏名

()

投票区	簿冊番号	頁数	番号
備考			

※選挙人が必ず署名（自書）する。

4 代理投票

(1) 代理投票

代理投票を行うことができるのは、「**心身の故障その他の事由**」のため候補者の氏名を自書することができない選挙人が不在者投票管理者に申請（口頭で可）し、不在者投票管理者が正当な理由があると認めた場合に限られます。

①不在者投票管理者は

a	投票立会人の意見を聴いて、事務従事者から代理投票補助者2人を選任します。
b	その1人を代理投票の立会人とし、他の1人を代理記載人とします。

②代理投票補助者（代理記載人）は

a	投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を投票用紙に記載します。
b	投票用紙の記載内容について選挙人に確認します。
c	投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をします。
d	内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をします。
e	外封筒の所定の欄に選挙人の氏名を記載（自書）します。
f	不在者投票管理者に提出します。

③代理投票補助者（代理投票の立会人）は

a	選挙人の指示どおりに代理記載がなされて、代理投票が公正に行われるかどうかを確認します。
---	---

④投票立会人は

a	不在者投票管理者に代理投票について意見（24ページの(2)①、②の場合に限る）を述べます。
---	---

※ 代理投票を行った場合、事務従事者は不在者投票事務処理簿（p41）及び代理投票処理簿（p42）に必要事項を記載してください。

◆チェックポイント◆

- ・ 代理投票を認めるかどうかについては、不在者投票管理者が最終的に判断して決定します。
- ・ 代理投票の理由がないと不在者投票管理者が判断したときは、投票立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することになります。
- ・ 代理記載人は、選挙人の指示する候補者の氏名を、口頭その他の方法により客観的に確認しなければならず、**選挙人の意思を推測して判断することはできません。**
- ・ 代理記載人により記載済みの投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をする行為は、選挙人本人が行うことが望ましいが、できない場合には代理投票の補助者（二人のうちいずれか）が行います。

◇ 代理投票の場合の外封筒の記載例

- ・ 選挙人 宮城太郎
- ・ 不在者投票管理者 仙台次郎
- ・ 投票立会人 石巻三郎
- ・ 代理記載人 塩竈四郎

(裏)

不在者投票管理者

投票年月日

立会人
石巻三郎

令和○年○月○日
○○○病院
仙台次郎

(表)

令和○年執行
宮城県○○○選挙
不在者投票
(外封筒)

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

宮城県選挙管理委員会之印

投票者
宮城太郎

(代理投票の仮投票における代理記載人氏名)

代理記載人氏名

投票区	簿冊番号	頁数	番号
備考			

※投票後、投票立会人が必ず署名（自書）する。

※投票後、不在者投票管理者が記載する。（ゴム印でも可）

※代理記載人が選挙人に代わって選挙人の氏名を必ず記載する。

(2) 代理投票の仮投票

代理投票の仮投票を行うのは、次の2つの場合です。

- ① 選挙人から代理投票の申請があり、不在者投票管理者が代理投票の理由がないと認めて、投票立会人の意見を聴いてその代理投票を拒否したが、代理投票を拒否された選挙人が異議を申し出た場合
- ② 選挙人から代理投票の申請があり、不在者投票管理者がその代理投票を認めたが、代理投票を認めることについて投票立会人が異議を申し出た場合

代理投票の仮投票の手順は代理投票と同様ですが、代理記載人は外封筒の所定の欄に**選挙人の氏名を記載**した後にさらに**代理記載人の氏名を署名（自書）**し、不在者投票管理者に提出します。

※ 代理投票の仮投票を行った場合、事務従事者は不在者投票事務処理簿（p41）及び代理投票処理簿（p42）に記載してください。

◆チェックポイント◆

- ・ 不在者投票管理者は、代理投票の理由がないと認める場合には投票立会人の意見を聴くだけで足り、それに拘束されるものではありません。
- ・ 投票立会人の異議は、上記(2)②のように不在者投票管理者が代理投票を認めたときに限られるものであり、不在者投票管理者が代理投票を拒否し、選挙人が承諾した場合には、たとえ投票立会人が異議を申し立てても仮投票をさせることはできません。

この場合には、選挙人は自ら記載し投票することになります。

◇ 代理投票の仮投票の場合の外封筒の記載例

- ・ 選挙人 宮城太郎
- ・ 不在者投票管理者 仙台次郎
- ・ 投票立会人 石巻三郎
- ・ 代理記載人 塩竈四郎

(裏)

不在者投票管理者

投票年月日

立会人
石巻三郎

令和○年○月○日
○○○病院
仙台次郎

※投票後、投票立会人が必ず署名（自書）する。

※投票後、不在者投票管理者が記載する。（ゴム印でも可）

(表)

令和○年執行
宮城県○○○選挙
不在者投票
(外封筒)

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

宮城県選挙管理委員会之印

投票者
宮城太郎

代理記載人氏名
(代理投票の仮投票における)
塩竈四郎

投票者
宮城太郎

投票区	簿冊番号	頁数	番号
備考			

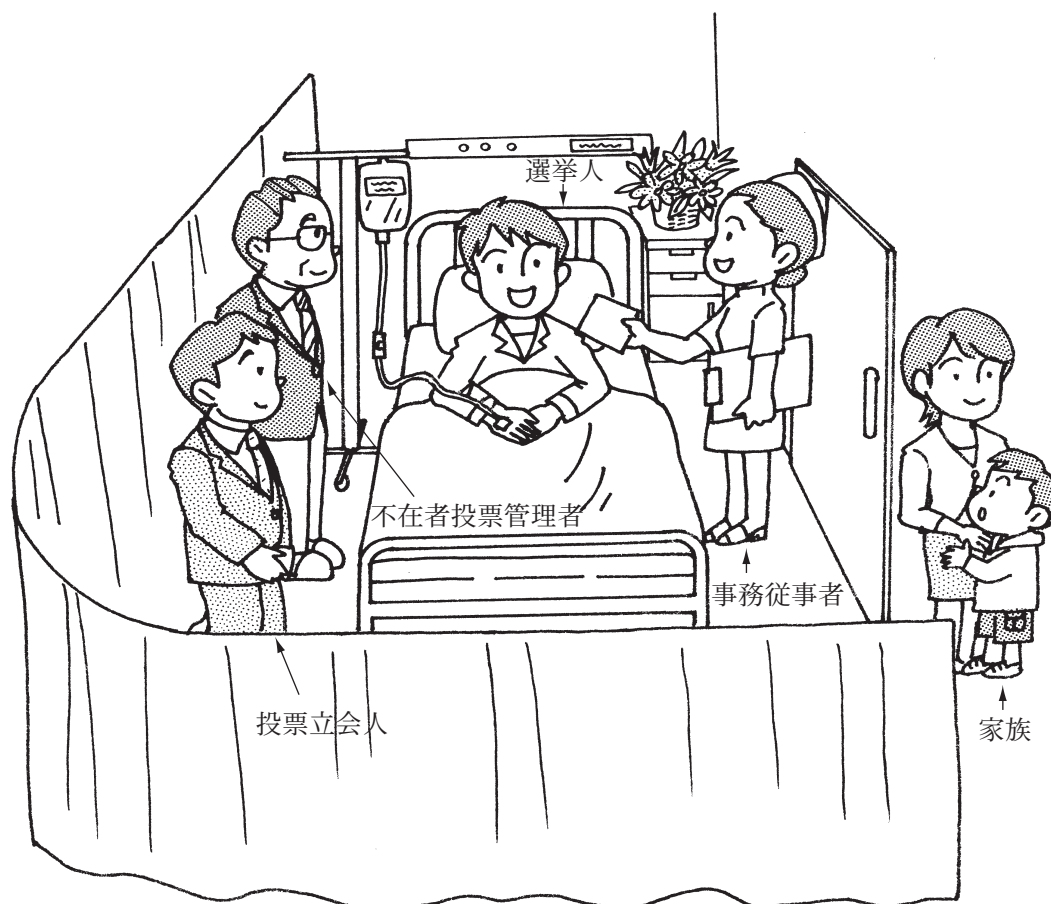
※代理記載人が選挙人に代わって選挙人の氏名を必ず記載する。

※代理記載人が署名（自書）する。

5 ベッドの上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で投票立会人の立会いがある限り、ベッドの上ですることができます。

この場合は、不在者投票管理者の管理の下にベッドの上が投票記載場所になりますので、投票立会人、事務従事者以外の者（家族を含む）が立ち会うことのないよう投票の秘密保持に十分注意を払い、慎重な取扱いをしなければなりません。



◆チェックポイント◆

- ・ ベッドの周りにカーテンを引くなどして選挙人の投票の記載が他から見えないように配慮してください。
- ・ ベッドの上において投票する場合は、ベッドの置かれている室が投票記載場所になりますので室内にも選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターを掲示することができないことになります。

6 郵便等による不在者投票

この制度は、一般の不在者投票制度のさらに例外的な制度として、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持する両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の障害若しくは移動機能の障害の程度が法令に定める一定の要件に該当する選挙人や介護保険法に規定する要介護者で法令に定める一定の要件に該当する選挙人が、**不在者投票管理者や投票立会人の立ち会いを受けずに自宅あるいはその他現在する場所で自ら投票できる制度**です。(法第49条第2項)

ただし、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選管からあらかじめ**郵便等投票証明書の交付**を受けておく必要があります。

なお、入院（入所）中の選挙人でこの制度を利用できる者は、看護人（家族等）の手助け等によって、当該選挙人が選挙人名簿に登録されている市区町村から直接投票用紙等の送付を受けることになります。

この制度を利用できる選挙人は、指定施設等における不在者投票とは別に、自らベッド等で1人で投票用紙に記載し、郵便等をもって直接送付することになります。

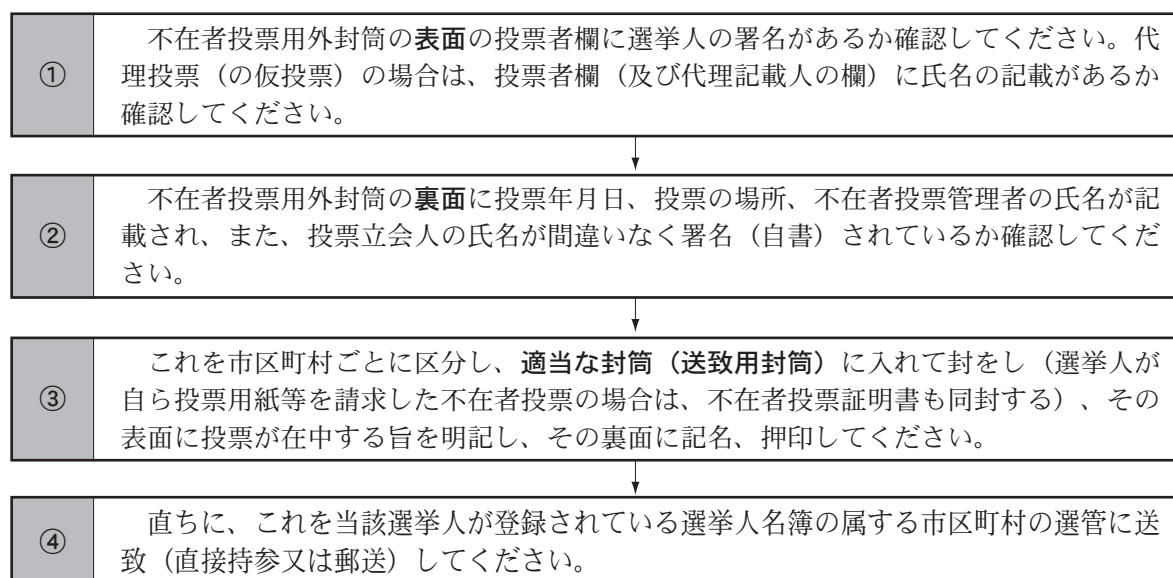


V 終了後の手続

V 終了後の手続

1 投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人が投票を終了した後、直ちに次の手順により投票用紙等を市区町村の選管に送致することになります。

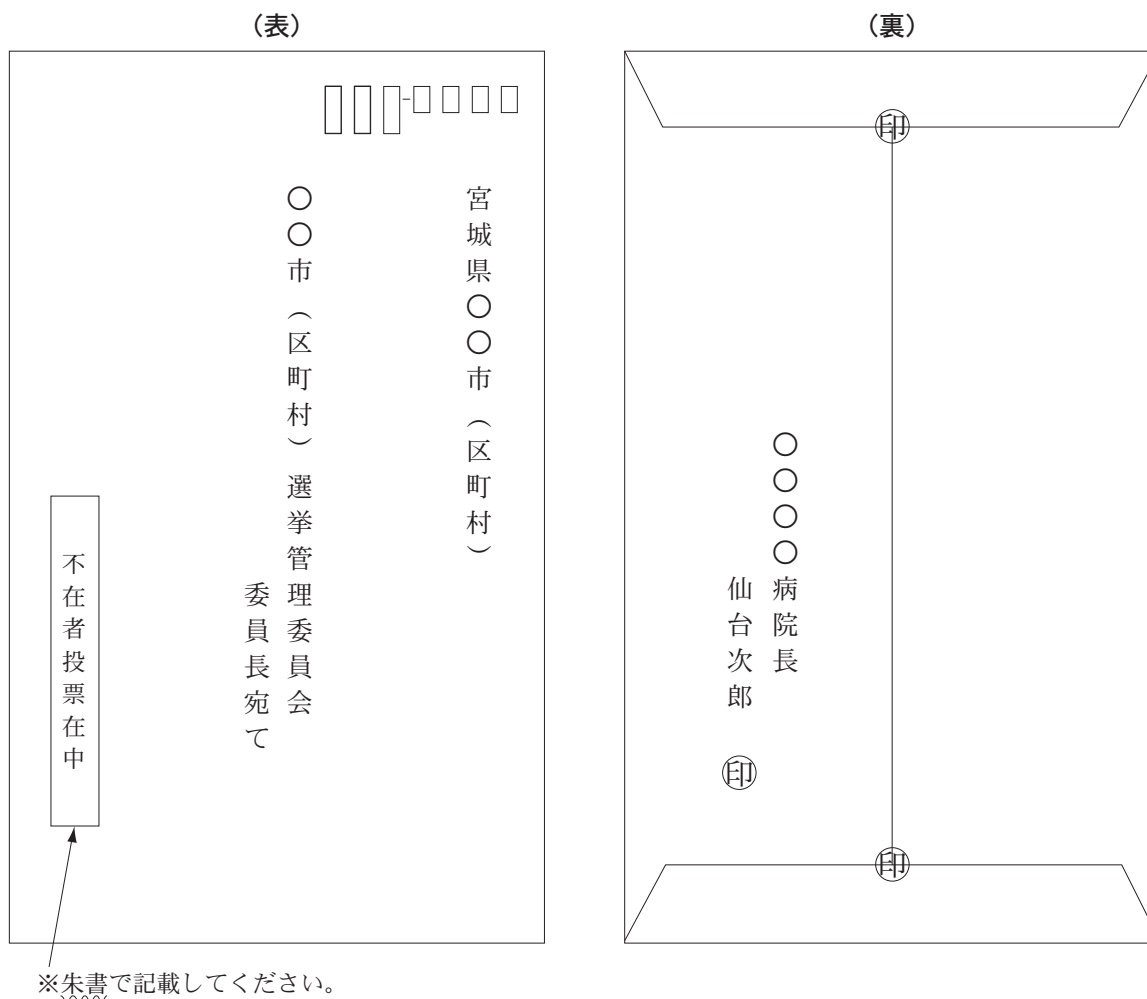


※ 投票用紙等の請求は行ったが、何らかの理由で投票を行わなかった選挙人の投票用紙等は選挙人の属する市区町村選管に返還してください。（具体的な取扱いは、質疑応答問11、12参照（p32））

◆チェックポイント◆

- ・ 上記②の投票年月日、場所、不在者投票管理者の氏名の記名、立会人の署名（自書）を忘れると、その投票は受理されず投票そのものが無効となりますので注意してください。（令第60条第1項）
- ・ 不在者投票は、不在者投票管理者から選挙人の属する市区町村の選管の委員長を経て、所属投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合は当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致されますが、**選挙期日（投票日）当日投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は無効となってしまいますので、時間的な余裕を考慮のうえ送付してください。**

◇ 送致用封筒の記載例



2 関係書類の整備と保存

保存年限の定めはありませんが、概ね4年（次期選挙まで）は保存してください。

①	依頼書（p36）
②	請求書（p37）の写し
③	不在者投票者内訳（p38）の写し
④	不在者投票事務処理簿（p41）
⑤	代理投票処理簿（p42）
⑥	不在者投票経費請求書（p45）の写し
⑦	不在者投票立会人に係る経費請求書（p46）の写し

3 不在者投票特別経費の請求

不在者投票管理者は、所定の手続きが終了した場合は、選挙の種類により決められている請求先に不在者投票の経費を請求します。

なお、請求は、原則として選挙終了後直ちに行ってください。

選挙の種類	請求先	請求書の送付先
国の選挙	宮城県知事	宮城県選挙管理委員会 郵便番号：980-8570 所在地：仙台市青葉区本町3-8-1 電話：022-211-2343
宮城県の選挙		
他の都道府県の選挙	当該都道府県知事	当該都道府県選挙管理委員会
市町村の選挙	当該市町村長	当該市町村選挙管理委員会

請求額	不在者投票をした選挙人（代理請求した人数）1人について「1,236円」（投票用紙を請求したが、実際投票を行わなかった選挙人については、請求額に含めないでください。）
-----	--

請求期限	選挙終了後直ちに（当県に請求する場合は選挙期日から1ヶ月以内）
------	---------------------------------

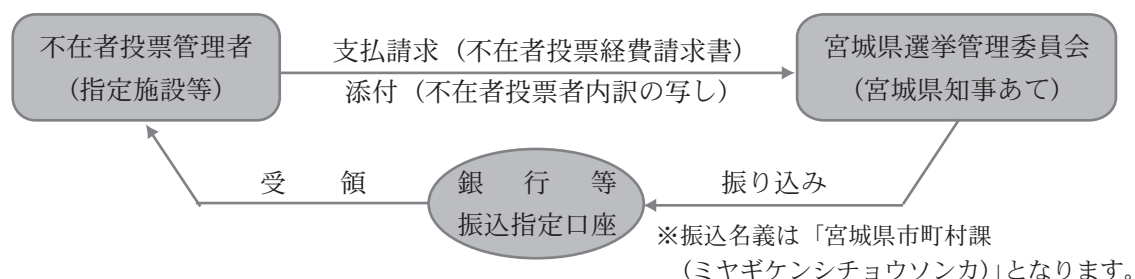
〈国の選挙及び宮城県の選挙における請求方法〉

※他の都道府県及び市町村の選挙の場合は、その選挙を執行する選管に問い合わせてください。

○請求に必要な書類

- ・不在者投票経費請求書（p45）
- ・不在者投票者内訳（p38）の写し
- ・不在者投票立会人に係る経費請求書（p46）
- ・受領に関する委任状（P48）※請求書の代表者氏名と口座名義人が異なる場合

○経費請求と振り込みの流れ



◆チェックポイント◆

- ・不在者投票経費請求書を送付する際、封筒に朱書で「不在者投票経費請求書在中」と記載してください。
 - ・不在者投票経費請求書を訂正する場合は、必ず訂正印（代表者印）を押印してください。
- なお、請求書の首標金額の訂正はできませんので、再度請求書を作成してください。

VI 質 疑 応 答 集

Ⅵ 質疑応答集

1 不在者投票管理者

問 1 不在者投票管理者は、不在者投票を実施している間、必ず投票記載場所にいないか。

【答】 原則として投票記載場所にいないといけない。

また、緊急の事情等のため、一時的に席を外す場合には、不在者投票事務に従事する人を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理し、最終的な決定を行うことができる状況を確認しておく必要がある。

問 2 指定施設等の長の職務を代理すべき者とは、具体的にはどのような者か。

【答】 病院長（施設長）又は、それぞれの施設で定めている長の職務を代理すべき者である。（令和 4 年の法改正により、医師の資格の有無は問われないこととなった。）

問 3 指定施設等の長が不在者投票管理者になると法令に定められているが、その職務を施設職員に委任することはできないか。

【答】 できない。

なお、実際の事務は不在者投票管理者の管理のもとで事務従事者が行うことができる。

問 4 病院長が候補者となる場合は、副院長が不在者投票管理者となるが、この場合、何らかの選任手続きが必要か。

【答】 必要ない。

この場合は当該病院長、施設の長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者が当然に不在者投票管理者となり、依頼書の取りまとめ、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致、経費の請求等の不在者投票事務全般の管理を行うことになる。

2 不在者投票をすることができる者

問 5 指定病院等の長が投票用紙を代理請求する際、病院に入院中の者の付き添いをしている者の投票用紙も代理請求することができるか。

また、その者は指定病院内で不在者投票ができるか。

【答】 いずれもできない。

なお、この者が不在者投票を行う場合は、選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会か、現に滞在している地の市区町村の選挙管理委員会に出向き行うことになる。

問 6 指定老人ホームでショートステイ中の者は、不在者投票事由に該当すれば、一般の入所者と同様に不在者投票を行えるか。

【答】 行える。

ただし、選挙期日（投票日）に入所していることが条件であり、選挙期日の前日までに確実に退所する者は、行えない。

3 投票用紙等の請求

問7 選挙期日の直前に入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があった場合、投票用紙等の請求が速達郵便でもってしても間にあわないときは、市区町村の選挙管理委員会に直接出向いても代理請求を行わなければならないか。

【答】 代理請求を断わることはできない。
郵便によるか直接によるかは不在者投票管理者の裁量にゆだねられているが、できる限り不在者投票が可能となるように配慮することが望ましい。

問8 市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われる場合、入所者が、市長選挙のみ投票したいと申し出たとき、市長選挙のみの投票用紙等の請求はできるか。

【答】 市長選挙のみを請求することになる。
なお、申し出のない市議会議員選挙の請求はできない。
※ 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の（小）選挙区選挙と比例代表選挙の場合も同じ取扱いとなる。

問9 入院患者（入所者）の投票意思の確認は、各室を廻って一人ひとりに行わなければならないか。

【答】 入院患者（入所者）の全員にもれなく意思の確認ができる方法であれば、各室を廻る方法のほか、文書での周知、掲示板に掲示する等の方法によっても差し支えない。

問10 指定施設（不在者投票管理者）の独自の判断により、選挙人からの依頼によらず投票用紙等を代理請求することはできるか。

【答】 できない。投票用紙等の代理請求は必ず選挙人の意思に基づく依頼により行うことになる。

問11 入院患者（入所者）の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それを受領したが受領前に当該選挙人が退院（退所）した場合はどうしたらよいか。

【答】 経緯を詳細に記載し、投票用紙等を至急、交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返還すること。

なお、当該入院患者（入所者）に対しては、不在者投票事由が消滅したため投票用紙等を返送した旨及び投票当日、投票所に行けば投票できる旨を連絡すること。

問12 入院患者（入所者）から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けたが、その後、本人が意識不明等危篤状態になった場合、どう処理したらよいか。

【答】 選挙期日（投票日）の前日まで不在者投票管理者において保管すること。

なお、選挙期日（投票日）経過後、理由を付して交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返還すること。

問13 投票用紙等の代理請求の依頼の際に選挙人から提出される依頼書は、選挙管理委員会に送致するのか、手元に保管するのか。

【答】 依頼書は不在者投票管理者が、選挙人の依頼の意思を確認するためのものであり、不在者投票管理者において保管すべきものである。

なお、概ね4年（次期選挙まで）は保存されたい。

問14 投票用紙等の代理請求の依頼の際に、身体の障害等で字を書くことが困難な入院患者や入所者の依頼書はどのようにすべきか。

【答】 依頼の意思確認は、口頭でも可とされており、不在者投票管理者は依頼書が提出されなくとも依頼の意思が確認できる限り、投票用紙等の代理請求を行うことができる。

なお、この場合は依頼書に準じて選挙人からの依頼があったことを証する文書を作成しておくこと。

4 投票記載場所の設備

問15 候補者の氏名等を記載した一覧表を作成し、投票記載所に掲示することはできるか。

【答】 できない。

なお、便宜供与の範囲として、投票記載場所でない例えば、ロビー等に選挙公報や新聞を置くことは差し支えない。この場合でも、特定候補者の氏名等を赤で囲うなど特定候補者に有利な掲示とならないよう特に注意すること。

問16 投票記載場所には、投票箱や投票記載台を必ず設置しなければならないか。

【答】 選挙の公正を確保する必要からも設置することが望ましい。

なお、投票記載台を設置せず通常の机を使用する場合には、投票の秘密保持に十分配慮し、ついたて等で周囲から遮断する等の方策を講じること。

5 投票立会人

問17 投票立会人は、不在者投票の期間中に変更することができるか。

【答】 資格要件を満たす限り差し支えない。

問18 投票立会人は、指定施設等の職員以外から選任することはできるか。

【答】 投票立会人の要件を満たしていれば、できる。

また、指定施設等の職員を立会人に選任することも要件を満たす限りできるが、いずれの場合でも、選任にあたっては投票の公正に疑義をもたれることがないよう配慮すること。

なお、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めること。

6 不在者投票の方法

問19 不在者投票に来た選挙人から「立候補者の氏名がわからない」と言われた際に、事務従事者が教えることはできるか。

【答】 投票誘導、投票干渉にあたる恐れがあるので、できない。

問20 「記名」と「署名」とはどう違うのか。

【答】 記名は、ゴム印等を使用して記載してもよいとされているが、署名は、必ず本人が自書しなければならない。

7 代理投票

問21 代理投票において、選挙人が認知症、精神障害等のため、投票しようとする候補者の氏名等が確認できない場合、どのように対処すべきか。

【答】 投票の意思はなんらかの形で認められても、候補者の氏名等を代理投票補助者にわかるように示すことができない選挙人については、「わからないから、何も書かないで投票してよいか」と確認のうえ、それでよいと確認できた場合は何も記載しないで封筒に入れる。

なお、代理投票補助者が候補者の氏名等を述べたり、候補者の氏名等が掲載された新聞等を指し示すことはできない。

また、選挙人が示した氏名等が候補者等以外のものであっても、そのとおりに記載しなければならない、代理投票補助者が候補者の氏名等を類推して記載することはもちろんできない。

8 その他

問22 選挙期日（投票日）当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。

【答】 主に次のものである。

- ア 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がないもの
- イ 不在者投票用外封筒に不在者投票管理者の記名や投票立会人の署名がないもの
- ウ 不在者投票用外封筒の封が破られているもの

問23 不在者投票に使用する諸様式（p 35以下）の住所、氏名、施設の名称の各欄に、ゴム印を使用することはどうか。また、諸様式をパソコンで作成することはどうか。

【答】 差し支えない。諸様式は記載事項が網羅される限り差し支えない。

VII 各種様式と記載例

(※「様式」は、市町村により若干異なります。)

1 請求兼宣誓書

※ 選挙人が自ら投票用紙等を市区町村の選管に請求する場合（本人請求）に使用します。

記載例

（様式1）

請 求 兼 宣 誓 書

私は、令和○年○月○日執行の ○ ○ ○ 選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであり、投票したいので、公職選挙法施行令第50条第1項の規定により投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

記

- 1 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 2 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 3 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 4 交通至難の島等に居住・滞在
- 5 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 6 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和○年○月○日

氏 名	大 崎 五 郎	生年月日	昭和○年○月○日
現 住 所	仙台市△△区○○3丁目○-○		
選挙人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）		

仙台市○○市~~（区）（町）（村）~~ 選挙管理委員会委員長 殿

2 依頼書

※ 不在者投票管理者が選挙人に代わって投票用紙等を市区町村の選管に請求する場合（代理請求）に、選挙人の意思を確認するために使用します。

記載例

（様式2）

依 頼 書

私は、令和○年○月○日執行の ○ ○ ○ 選挙の投票を（貴病院・~~貴介護老人保健施設・貴老人ホーム・貴身体障害者支援施設・貴施設~~）で行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼いたします。

令和○年○月○日

院長 仙台 次郎 殿

選 挙 人
住 所 仙台市○○区○○3丁目○-○
氏 名 宮城 太郎
生 年 月 日 昭和○年○月○日生

◎ 注 意

投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求を依頼できる選挙人は、依頼する病院又は施設に依頼日現在入院（所）中で、かつ、当該選挙の日以後まで引き続き入院（所）の予定の人だけです。

3 請求書

※ 不在者投票管理者が代理請求する場合に、市区町村の選管に提出します。

記載例

(様式3)

請 求 書

別記の選挙人は、令和○年○月○日執行の ○ ○ ○ 選挙の当日、(当病院に入院加療中、~~当施設に入所中~~)のため(当病院、~~当施設~~)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別記選挙人に代わって ○ ○ ○ 選挙の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和○年○月○日

仙台市○○市(区)~~(町)(村)~~選挙管理委員会委員長 殿

住 所 仙台市○○区○○1丁目○-○

何々の長 ○○○○病院院長
(代理人)

氏 名 仙台 次郎 ~~(仙介)~~

◎ 注 意

- 1 点字投票をする場合は、不在者投票者内訳の備考欄に「点字」と明記すること。
- 2 引き続き県内に住所を有することの確認を申請する(公職選挙法施行令第50条第5項)場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

4 不在者投票者内訳

※ 3の請求書の添付書類です。

記載例

(様式4)

不 在 者 投 票 者 内 訳

整理番号	選挙人名簿に登録されている住所	選挙人氏名	生年月日	備 考
	仙台市〇〇区〇〇3丁目 〇-〇	宮 城 太 郎	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	
	仙台市〇〇区〇〇1丁目 〇-〇	気仙沼 花 子	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	〇〇選挙のみ
	仙台市〇〇区〇〇2丁目 〇-〇	白 石 六 郎	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	点字投票
	仙台市〇〇区〇〇4丁目 〇-〇	大 崎 一 男	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	引続居住
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	

※市区町村ごとに作成する。

5 指定施設等の長の使用者である旨の証明書

※ 事務従事者が不在者投票管理者の命を受けて、直接市区町村選管に投票用紙等の代理請求を行う場合に使用します。

作成例

(様式5)

証 明 書

住 所 仙台市△△区〇〇3丁目〇-〇

氏 名 栗原 九郎

上記の者は、令和〇年〇月〇日執行の 〇 〇 〇 選挙における不在者投票に係る投票用紙等の請求及び受領に関して私の使用者であることを証明します。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇病院（施設）

病院（施設）長 仙台 次郎 (印)

6 受領書

※ 直接（郵送によらず）市区町村選管に投票用紙等の代理請求を行う場合に使用します。

作成例

（様式6）

受 領 書

区 分	〇 〇 〇 選 挙
投 票 用 紙	3 枚
外 封 筒	3 枚
内 封 筒	3 枚

上記について正に受領いたしました。

令和〇年〇月〇日

〇〇市〇〇区選挙管理委員会委員長 殿

住 所 仙台市△△区〇〇3丁目〇-〇

〇〇〇〇病院（施設）

病院（施設）長使者 栗原 九郎 栗原

（注） この受領書については、市区町村選管により様式等が異なる場合があります。

7 不在者投票事務処理簿

※ 不在者投票を行う際に事務処理状況を管理するために使用します。

作成例

(様式7)

不在者投票事務処理簿

令和〇年〇月〇日執行 〇 〇 〇 選挙
不在者投票施設等の名称 〇〇〇〇病院

整理番号	市(区)町村名	選挙人氏名	選挙人から請求依頼があった年 月 日	選挙管理委員会に代理請求した年 月 日	選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けた年 月 日	選挙人に投票用紙等を交付した年 月 日	投票をした年 月 日	投票を投じた年 月 日	備考
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	仙台市 〇〇区	宮城 太郎	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	
2	"	気仙沼花子	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	代理投票
3	"	白石 太郎	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	
4	仙台市 △△区	大崎 五郎	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	本人請求
5	大崎 市	名取 七郎	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	退院のため返還 〇年〇月〇日
6	柴田 町	角田 八郎	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	代理投票
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 選挙人自らが選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙を請求したもの(本人請求)については、④～⑦欄に斜線を引くこと。
2 備考欄には、代理投票を行った場合に「代理投票」と記入すること。
3 市(区)町村名欄は、仙台市に住所を有する場合は、区名まで記載すること。
4 退院等のため投票を行わなかった場合は、この旨を備考欄に記載するとともに選挙管理委員会に投票用紙等を返還した年月日を記載すること。
5 複数の選挙があった場合において、いずれかの不在者投票のみを行った選挙人があったときは、備考欄に「〇〇選挙のみ」と記入すること。

8 代理投票処理簿

※ 代理投票が行われる場合に使用します。

作成例

(様式8)

代 理 投 票 処 理 簿

令和〇年〇月〇日執行 〇 〇 〇 選挙
不在者投票施設等の名称 〇〇〇〇病院

選挙人氏名	代 理 投 票 事 由	補助者氏名	不在者投票管理者の決定		投票立会人の意見		備 考
			承 認	拒 否	承 認	拒 否	
気仙沼花子	両手不自由のため	大河原十郎	印		印		
		登米 桃子					
角田 八郎	視覚障害のため	大河原十郎	印			印	仮投票
		登米 桃子					

備 考

- 1 不在者投票管理者の決定及び投票立会人の意見は、それぞれ該当欄に押印することが望ましい。
- 2 仮投票した者については、その旨を備考欄に記載すること。仮投票は、代理投票を拒否された選挙人がその決定に不服である場合又は代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合に行う。
- 3 複数の選挙があった場合において、いずれかの不在者投票のみを行った選挙人があったときは、備考欄に「〇〇選挙のみ」と記入すること。

9 不在者投票証明書

※選挙人が自ら投票用紙等を市区町村の選管に請求（本人請求）した場合に、当該選管から発行されます。

（規則第十二号様式）

不在者投票証明書

選挙人の氏名	選挙人の生年月日	投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	その他の事項	選挙
	○年○月○日生	○（都道府県）○郡（市）（区）○町（村）○番地○病院	○○○○○	令和○年○月○日執行○選挙

右のとおり証明する。

令和○年○月○日

○（都道府県）○郡（市）（区）○町（村）選挙管理委員会委員長（氏名）

印

10 不在者投票証明書用封筒

※ 9 の不在者投票証明書が入っている封筒です。

(表)

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 (氏 名)

不在者投票証明書在中

(裏)

〇〇〇選挙
管理委員会
委員長之印

〇〇〇選挙管理委員会
委員長 (氏 名) 印

11 不在者投票経費請求書

※ 不在者投票事務終了後、経費を請求する場合に、県の選管に提出します。

記載例

(様式 9)

不在者投票経費請求書

令和〇年〇月〇日執行の 〇 〇 〇 選挙における不在者投票特別経費を次のとおり請求
します。

令和〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇〇〇 殿

施設の名所 〇〇〇〇病院
住 所 仙台市△△区〇〇1丁目〇-〇
電 話 番 号 022-〇〇〇-〇〇〇〇
代表者氏名 院長 仙台 次郎 印

記

1. 請 求 金 額 6,180円 ※請求金額（首標金額）は訂正できません。
2. 支 払 方 法

1 現金払（直接払） 県庁出納局出納管理課の 窓口から受領	2 送金払（隔地払） 最寄りの金融機関の窓口 金融機関名 _____ から受領 _____ 支店
③ 口座振替 指定の口座に振込み	金融機関名 〇〇銀行 店舗名 〇〇支店 口座番号 当座・普通 No. 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義 医療法人〇〇会〇〇〇〇〇〇病院 院長 仙台次郎 〔口座名義（カナ）イリョウホウジン〇〇カイ〇〇〇〇〇〇ビョウイン インチョウ センダイジロウ〕 ※口座名義は、省略しないで頭から記入してください。 例）医療法人〇〇会◇◇病院 院長〇〇△△ 社会福祉法人 特別養護老人ホーム〇〇園 園長◇◇△△ ※代表者氏名と口座名義人が異なる場合、不在者投票経費の受領 を委任する旨の委任状（任意様式）を添付してください。〕

3. 内 訳

当施設で不在者投票 を行った人数(a)	単 価 (b)	金 額 (a)×(b)	備 考
5 人	1,236円	6,180円	内訳別紙のとおり

※ 3. 内 訳には、実際に不在者投票を行った人員の数を記入してください。
※ 「不在者投票者内訳（様式 4）」を市区町村ごとに別紙で作成のうえ添付してください。
なお、投票用紙を請求した選挙人のうち、投票を行わなかった選挙人については、備考欄に「請求のみ」
と記入してください。（この場合、経費の支払は発生しません）。

12 不在者投票立会人に係る経費請求書

※ 不在者投票事務終了後、不在者投票管理者が外部立会人を選任した場合に、県の選管に提出します。

記載例

(様式10)

不在者投票立会人に係る経費請求書

令和○年○月○日執行の ○ ○ ○ 選挙における不在者投票特別経費を次のとおり請求します。

令和○年○月○日

宮城県知事 ○○○○ 殿

施設の名称 ○○○○病院
住 所 仙台市△△区○○1丁目○-○
電 話 番 号 022-○○○-○○○○
代表者氏名 院長 仙台 次郎 ㊞

記

1 請 求 金 額 2,918円 ※請求金額（首標金額）は訂正できません。

2 支 払 方 法

1 現金払（直接払） 県庁出納局出納管理課の 窓口から受領	2 送金払（隔地払） 最寄りの金融機関の窓口 金融機関名 _____ からの受領 _____ 支店
③ 口座振替 指定の口座に振込み	金融機関名 _____ 店舗名 _____ 口座番号 _____ 当座・普通 No. _____ 口座名義 医療法人○○会○○○病院 院長 仙台次郎 〔口座名義（カナ）イリョウホウジン○○カイ○○○○ビョウイン インチョウ センダイジロウ〕 ※口座名義は、省略しないで頭から記入してください。 例）医療法人○○会◇◇病院 院長○○△△ 社会福祉法人 特別養護老人ホーム○○園 園長◇◇△△ ※代表者氏名と口座名義人が異なる場合、不在者投票経費の受領 を委任する旨の委任状（任意様式）を添付してください。

3 内 訳

1 送 付 先 宮城県選挙管理委員会	
2 不在者投票立会の実績	
立 会 日	令和○年○月○日
立 会 時 間	10 時 ～ 12 時
立 会 場 所	○○○室
立会人氏名	太白 三郎
3 不在者投票者総数	20 人
4 要した経費の額	2,918 円 ※12,400円×2時間÷8.5時間（1円未満は切り上げ）

※ 請求の際には、立会人に係る市区町村の選定通知の写し、謝金領収書等を添付してください。

13 引き続き県内に住所を有する旨の証明書

※県知事及び県議会議員の選挙において、県内の他の市町村に住所を移した（住所移動が2回以上であっても選挙権を有する場合があります。p10（※）参照）が、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない選挙人が不在者投票を行う場合、前住所地の選管に投票用紙等を請求することとなりますが、その際には市町村長（※全国いずれの市町村でも可。）からこの証明書の発行を受けることができます。

（規則第4号様式の3）

引き続き県内に住所を有する旨の証明書

住 所

氏 名

上記の者は、令和○年○月○日宮城県○○郡（市）○○町（区）（村）字○○○（町）○○○番地から本○○市（町）（村）の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和○年○月○日

○○市区町村長

氏 名

印

14 受領に関する委任状

(参考様式)

受 領 に 関 す る 委 任 状

請求者 甲 〇〇〇〇病院 院長 仙台 二郎 (※1) は、

令和〇年〇月〇日執行の 〇 〇 〇 選挙における不在者投票特別経費の受領を

乙 〇〇〇〇病院 理事長 青葉 三郎 (※2) に委任します。

令和〇年〇月〇日

甲 住 所 仙台市△△区〇〇1丁目〇-〇

施設名 〇〇〇〇病院

代表者氏名 〇〇〇〇病院 院長 仙台 二郎 印

乙 住 所 仙台市△△区〇〇1丁目〇-〇

氏 名 〇〇〇〇病院 理事長 青葉 三郎

※1 「病院（施設）名 及び代表者氏名」を記載すること。

※2 「口座名義人」を記載すること。

VIII 参 考 資 料

1 任期満了一覧

令和7年9月1日現在

番号	市町村名	首 長					議 員				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1	仙 台 市					8. 21			8. 27		
2	石 巻 市					4. 28		5. 27			
3	塩 竈 市			9. 10					9. 10		
4	気仙沼市		4. 29					4. 29			
5	白 石 市				11. 13				7. 30		
6	名 取 市				7. 24					1. 31	
7	角 田 市				8. 9				9. 30		
8	多賀城市				10. 24				9. 10		
9	岩 沼 市		6. 22							1. 11	
10	登 米 市					4. 28					4. 28
11	栗 原 市					4. 30					4. 30
12	東松島市					4. 28					4. 28
13	大 崎 市		4. 29					4. 29			
14	富 谷 市			2. 10					9. 10		
15	蔵 王 町				10. 5					3. 5	
16	七ヶ宿町		9. 23					9. 23			
17	大河原町				10. 27						4. 30
18	村 田 町			8. 27					8. 27		
19	柴 田 町		7. 22								3. 31
20	川 崎 町			8. 27						3. 31	
21	丸 森 町			1. 13					11. 30		
22	亘 理 町		5. 27						11. 12		
23	山 元 町		4. 24						11. 12		
24	松 島 町			9. 10			12. 14				
25	七ヶ浜町			9. 10					9. 10		
26	利 府 町		3. 1						9. 10		
27	大 和 町			10. 8						3. 31	
28	大 郷 町	9. 6							9. 10		
29	大 衡 村			4. 25					4. 25		
30	色 麻 町			8. 27						2. 4	
31	加 美 町			8. 27							3. 31
32	涌 谷 町			5. 25					12. 31		
33	美 里 町		2. 4					2. 4			
34	女 川 町			11. 12					11. 12		
35	南三陸町	11. 5					11. 5				

衆 議 院 議 員	令和10年10月26日
参 議 院 議 員	令和10年7月25日
	令和13年7月28日
知 事	令和7年11月20日
県 議 会 議 員	令和9年11月12日

2 県内選挙区図



(注) 1 県内を23の選挙区に分けて行われ、それぞれの選挙区ごとに定数（選挙区名の（ ）書に記載）が定められています。

2 4年ごとに全ての選挙区で改選する一般選挙が行われます。

3 議員の欠員の状況により、単独で行われる補欠選挙と知事選挙に便乗して行われる補欠選挙があります。

3 市区町村選挙管理委員会の所在地等

市区町村名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
仙 台 市	〒980-8671	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	022-214-4445
仙台市青葉区	〒980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211
仙台市宮城野区	〒983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111
仙台市若林区	〒984-8601	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111
仙台市太白区	〒982-8601	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1111
仙 台 市 泉 区	〒981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111
石 巻 市	〒986-8501	石巻市穀町14番1号	0225-95-1111
塩 竈 市	〒985-8501	塩竈市旭町1番1号	022-355-6742
気 仙 沼 市	〒988-8501	気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-3459
白 石 市	〒989-0292	白石市大手町1番1号	0224-22-1315
名 取 市	〒981-1292	名取市増田字柳田80番地	022-384-2104
角 田 市	〒981-1592	角田市角田字大坊41番地	0224-63-2125
多 賀 城 市	〒985-8531	多賀城市中央二丁目1番1号	022-368-5139
岩 沼 市	〒989-2480	岩沼市桜一丁目6番20号	0223-22-0675
登 米 市	〒987-0511	登米市迫町佐沼字中江2丁目6番1号	0220-22-2198
栗 原 市	〒987-2293	栗原市築館薬師一丁目7番1号	0228-22-1122
東 松 島 市	〒981-0503	東松島市矢本字上河戸36番1号	0225-82-1111
大 崎 市	〒989-6188	大崎市古川七日町1番1号	0229-23-9124
富 谷 市	〒981-3392	富谷市富谷字坂松田30番地	022-358-0621
蔵 王 町	〒989-0892	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地	0224-33-2211

市区町村名	郵便番号	所 在 地	電話番号
七ヶ宿町	〒989-0592	刈田郡七ヶ宿町字関126番地	0224-37-2111
大河原町	〒989-1295	柴田郡大河原町字新南19番地	0224-53-2111
村田町	〒989-1392	柴田郡村田町大字村田字迫6番地	0224-83-2111
柴田町	〒989-1692	柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号	0224-55-2111
川崎町	〒989-1592	柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地の1	0224-84-2111
丸森町	〒981-2192	伊具郡丸森町字鳥屋120番地	0224-72-2117
亘理町	〒989-2393	亘理郡亘理町字悠里1番地	0223-34-1111
山元町	〒989-2292	亘理郡山元町浅生原字作田山32番地	0223-37-1111
松島町	〒981-0215	宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1	022-354-5893
七ヶ浜町	〒985-8577	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1	022-357-7436
利府町	〒981-0112	宮城郡利府町利府字新並松4番地	022-767-2130
大和町	〒981-3680	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1	022-345-1112
大郷町	〒981-3592	黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8	022-359-5500
大衡村	〒981-3692	黒川郡大衡村大衡字平林62番地	022-345-5111
色麻町	〒981-4122	加美郡色麻町四竈字北谷地41番地	0229-65-2111
加美町	〒981-4292	加美郡加美町字西田三番5番地	0229-63-3111
涌谷町	〒987-0192	遠田郡涌谷町字新町裏153番地の2	0229-43-2111
美里町	〒987-8602	遠田郡美里町北浦字駒米13番地	0229-33-2111
女川町	〒986-2265	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1	0225-54-3131
南三陸町	〒986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地	0226-46-1370

4 不在者投票指定施設に関する申請・届出について

(1) 不在者投票施設の指定について

不在者投票施設として指定を受けようとする場合、病院長又は施設の長は不在者投票施設指定申請書を「みやぎ電子申請システムLoGoフォーム」（県ホームページに掲載）により、県選挙管理委員会に提出します。

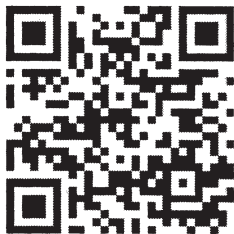
この指定申請に基づき県選挙管理委員会で指定を決定した場合は、これを周知するために施設の名称及び所在地を直ちに告示するとともに、県内市町村及び全都道府県に通知します。

○不在者投票指定申請書 みやぎ電子申請システムLoGoフォーム

- ・ ホームページURL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senkyo/shiteishisetsu.html>

- ・ 二次元バーコード



(2) 届出内容に異動があった場合について

不在者投票施設として指定を受けた病院長又は施設の長は、届出内容（施設の名称及び所在地等）に異動があった場合には、直ちに不在者投票施設異動届を「みやぎ電子申請システムLoGoフォーム」（県ホームページに掲載）により、県選挙管理委員会に提出しなければなりません。

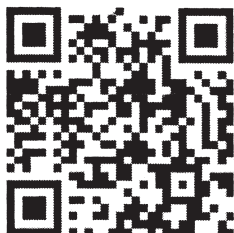
また、指定基準であるベッド数（収容定員）が増減する場合、施設を廃止する場合又は指定を取消したい場合も異動届を提出しなければなりません。

○不在者投票異動届 みやぎ電子申請システムLoGoフォーム

- ・ ホームページURL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senkyo/shiteishisetsu.html>

- ・ 二次元バーコード



異 動 項 目	手 続 き 等
施 設 の 名 称	不在者投票施設異動届を提出してください。 ・添付書類：なし
施 設 の 所 在 地 (不在者投票記載場所の変更も含む)	不在者投票施設異動届を提出してください。 ・添付書類：施設概要書、投票をする場所の見取り図
施 設 の 廃 止	不在者投票施設異動届を提出してください。 ・添付書類：なし
指 定 の 取 消 願	不在者投票施設異動届を提出してください。 ・添付書類：なし
ベ ッ ド 数 (収 容 定 員)	不在者投票施設異動届を提出してください。 ・添付書類：施設概要書
不在者投票管理者	届出不要。 ※ 指定病院（指定介護老人保健施設を含む）では病院長が、その他の指定施設では施設の長が不在者投票管理者となります。
同 職務代理者	届出不要。 ※ 病院長又は施設の長を代理すべき者が不在者投票管理者の職務代理者となります。

